

群馬県建設工事成績評定要領

(目 的)

第1条 この要領は、群馬県が執行する建設工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって、建設業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として1件の最終請負額が500万円以上の建設工事について行うものとする。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等を評価するものとする。

(評定者)

第4条 第3条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、当該工事の「検査員」、「監督員」及び工事の執行を総括する者（以下「総括職員」という。）とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ等、その他の事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

(評定の時期)

第6条 検査員は検査を実施したとき、監督員及び総括職員は工事が完成したときにそれぞれ評定を行うものとする。

(評定表の作成)

第7条 成績評定は、一工事ごとに行うものとする。

2 工事成績の採点は、別記様式第1「工事成績採点表」により行うものとする。

3 細目別評定点の算出は別記様式第2によるものとする。

4 評定結果は別記様式第3「工事成績評定表（以下「評定表」という。）」に記録するものとする。

5 評定にあたっては、別紙ー4「事故が発生した場合の工事成績評定について」を考慮するものとする。また、工事における「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれを考慮するものとする。

なお、森林整備関係は別途「森林整備必携」の群馬県森林整備事業成績評定事務取扱要領により評定するものとする。

(評定表の提出等)

第8条 評定者は、評定を行ったときは、当該評定表を契約担当者にすみやかに提出するものとする。

2 検査員は、評定を行ったときは、当該評定表を検査調書とともに、群馬県建設工事検査員指定要領第2条により指定した契約検査課長または契約担当者に報告するものとする。

(評定結果の通知)

第9条 契約担当者は、工事成績評定が確定したときは、当該工事の受注者に対して、工事成績評定通知書(別記様式第4)によりすみやかに通知するものとする。

なお、項目別評定点(別表1)を併せて送付する。

(評定結果の公表)

第10条 評定結果は、当該工事の発注機関において、工事成績評定確定後すみやかに工事成績評定結果表(別表2)により公表するものとし、評点は原則として評定点合計とする。ただし、県土整備部発注工事については、当分の間、評定点ランクをもって評点とする。

2 公表については、自由閲覧方式とし、閲覧者の氏名等の記載は要しないものとする。

3 閲覧期間は、完成検査時の属する年度とその翌年度とする。

4 閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには応じないものとする。

5 工事成績評定結果表(別表2)の保存期間は3年とする。

評定点ランク

ランク	評定点合計
A	82点以上
B	78点以上81点以下
C	71点以上77点以下
D	65点以上70点以下
E	64点以下

(評定の修正)

第11条 契約担当者は、第9条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は修正しなければならない。

2 契約担当者は、前項の修正を行ったときは、その結果を当該工事の受注者に対してすみやかに通知するものとする。

(説明請求)

第12条 第9条または第11条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（群馬県の休日定める条例（平成元年3月27日条例第16号）に規定する休日（以下「休日」という。）を含む）以内に（請求期限が休日の場合は、その翌日まで）契約担当者に対し、評定の内容について書面により説明を求めることができる。

(説明請求に対する回答)

第13条 第12条の回答は、契約担当者が工事成績評定に係る説明書（別記様式第5）により回答するものとする。

2 契約担当者は、説明の申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により公表するものとする。

(再説明請求)

第14条 第13条第1項による回答を受けた者は、回答を受けた日から起算して14日（群馬県の休日定める条例（平成元年3月27日条例第16号）に規定する休日（以下「休日」という。）を含む）以内に（請求期限が休日の場合は、その翌日まで）契約担当者に対し、回答の内容について書面により再説明を求めることができる。

(再説明請求に対する回答)

第15条 第14条の回答は、契約担当者が工事成績評定に係る再説明書（別記様式第6）により回答するものとする。

2 契約担当者は、回答をする場合、工事成績評定評価委員会に意見を求め、審議を経てから回答するものとする。

3 前項の工事成績評定評価委員会は、別に定める設置要領に基づき設置するものとする。

4 契約担当者は、説明の申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により公表するものとする。

附 則

1 この要領は、平成17年4月1日から適用する。

2 この要領の施行日をもって「群馬県環境・森林局請負工事成績評定要領」、「群馬県農業局農業基盤整備課所管請負工事成績評定要領」、「群馬県県土整備局請負工事成績評定要領」は廃止する。

3 平成18年 4月1日一部改正

4 平成19年 4月1日一部改正

5 平成19年10月1日一部改正

6 平成20年 4月1日一部改正

7 平成21年 4月1日一部改正

8 平成22年 4月1日一部改正

9 平成26年 4月1日一部改正

10 平成27年 4月1日一部改正

11 平成30年 4月1日一部改正

12 平成31年 4月1日一部改正

- 1 3 令和 2年 4月14日一部改正
- 1 4 令和 3年 4月1日一部改正
- 1 5 この要領の改正日をもって「群馬県建設工事成績評定通知公表実施要領」は廃止
す る。
- 1 6 令和 4年 4月1日一部改正
- 1 7 令和 5年 4月1日一部改正
- 1 8 令和 6年 4月1日一部改正
- 1 9 令和 7年 4月1日一部改正

年 月 日 作成

課 務 所

二対して適切に対応したことを評価する項目である。

内容があった場合に評価する項目である。

※4 4.，5.，6.，は加点評価のみとする。

※5 所見は必ず記載する。

※6 各考查項目ごとの採点は、監督員は別紙1、総括職員は別紙2、検査員は別紙3によるものとし、検査員の評価に先立ち、監督員および総括職員が記入する。

※7 本邦企業間の電話の通話料は、総務省が行う。

※8 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※9 総合評価の施工計画に記載した内容の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

様式第2

細目別評定点採点表

工事名：
工事内容：

項目	細別	①監督員	②総括職員	③中間技術検査員	④完成検査員	細目別 評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	()×0.4+2.9=点				3.3点	
	II. 配置技術者	()×0.4+2.9=点				4.1点	
2. 施工状況	I. 施工管理	()×0.4+2.9=点	()×0.4+6.5=点	()×0.4+6.5=点	()×0.4+6.5=点	13.0点	
	II. 工程管理	()×0.4+2.9=点	()×0.2+3.2=点			8.1点	
	III. 安全対策	()×0.4+2.9=点	()×0.2+3.3=点			8.8点	
	IV. 対外関係	()×0.4+2.9=点				3.7点	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	()×0.4+2.8=点		()×0.4+6.5=点	()×0.4+6.5=点	14.9点	
	II. 品質	()×0.4+2.9=点		()×0.4+6.5=点	()×0.4+6.5=点	17.4点	
	III. 出来映え			()×0.4+6.5=点	()×0.4+6.5=点	8.5点	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		()×0.2+3.3=点			7.3点	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	()×0.4+2.9=点				5.7点	
	II. 週休2日	()×0.4=点				0.8点	
	III. ICT活用工事	()×0.4=点				1.6点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		()×0.2+3.2=点			5.2点	
	II. 週休2日		()×0.2=点			0.5点	
7. 法令遵守等			()×1.0=点				
8. 総合評価	履行確認		履行 不履行 対象外	評定点合計			102.9点

※中間技術検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5)＝細目別評定点(既済、中間が2回以上の場合は③を平均する)

中間技術検査がなかった場合 (①+②+④)＝細目別評定点

※得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※総合評価の施工計画に記載した内容の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

工 事 成 績 評 定 表

年 月 日

契約管理番号:

課・事務所

工 事 名			
路線(河川)名・箇所名			
契 約 金 額	当初:	円	最終: 円
工 期	年 月 日	~	年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日		
完 成 検 査 年 月 日	年 月 日		
再 検 査 年 月 日	年 月 日		
中間技術検査年月日	第1回 年 月 日	第2回	年 月 日
受 注 者 名			
現 場 代 理 人 氏 名			
主 任 ・ 監 理 技 術 者 氏 名			
監 督 員 職 ・ 氏 名			
立 会 者 職 ・ 氏 名			
総 括 職 員 職 ・ 氏 名			
完 成 検 査 員 職 ・ 氏 名			
中 間 技 術 検 査 員 職 ・ 氏 名			
中 間 技 術 検 査 員 職 ・ 氏 名			
① 監 督 員 評 定 点	点		
② 総 括 職 員 評 定 点	点		
③ 中 間 技 術 検 査 員 評 定 点	点		
④ 完 成 検 査 員 評 定 点	点		
⑤ 法 令 遵 守 等	点		
⑥ 評 定 点 合 計	点		

注1) 中間技術検査があった場合

$$\text{評定点合計 } ⑥ = (① \times 0.4 + ② \times 0.2 + ③ \times 0.2 + ④ \times 0.2) - ⑤$$

中間技術検査がなかった場合

$$\text{評定点合計 } ⑥ = (① \times 0.4 + ② \times 0.2 + ④ \times 0.4) - ⑤$$

2) 中間技術検査が2回以上あった場合、評定点は平均点を記入する。

3) 監督員、総括職員、検査員の評定点は小数第1位までとする。

4) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

5) ⑤法令遵守等は、総括職員が記入する。

様式第 4

第 年 月 日 号

様

群馬県（契約担当者）

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。
なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の
通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求め
ることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

また、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記
のとおりです。

記

1 工 事 名

（契約管理番号： ）

2 工事の種類

3 工 期

年 月 日 ～ 年 月 日

4 完成検査年月日

年 月 日

5 工事成績評定

①評定点

点

項目別評定点は、別表1のとおり

②総合評価履行確認

履行 or 不履行 or 対象外

6 送付先

7 手続き等の問い合わせ先

別表 1

項 目 別 評 定 点

工事名：

契約管理番号：

評価項目	細別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3. 3 点
	II. 配置技術者	／ 4. 1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 1 3. 0 点
	II. 工程管理	／ 8. 1 点
	III. 安全対策	／ 8. 8 点
	IV. 対外関係	／ 3. 7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／ 1 4. 9 点
	II. 品質	／ 1 7. 4 点
	III. 出来ばえ	／ 8. 5 点
4. 工事特性（加点のみ）	I. 施工条件等への対応	／ 7. 3 点
5. 創意工夫（加点のみ）	I. 施工、新技術活用、品質、安全衛生	／ 5. 7 点
	II. 週休 2 日	／ 0. 8 点
	III. ICT 活用工事	／ 1. 6 点
6. 社会性等（加点のみ）	I. 地域への貢献等	／ 5. 2 点
	II. 週休 2 日	／ 0. 5 点
7. 法令遵守等（減点のみ）	工事事務等による減点	
	総合評価による減点	
評定点合計（四捨五入）		／ 1 0 2. 9 点

第 年 月 日 号

様

群馬県（契約担当者）

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明をもとめられました評定内容について、下記のとおり回答します。 なお、今回の回答に対し疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

記

- 1 工事名
（契約管理番号： ）
- 2 疑問に対する回答

様式第 6

第 年 月 日 号

様

群馬県（契約担当者）

工事成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明をもとめられました評定内容について、
下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名
(契約管理番号：)
- 2 疑問に対する回答

別表 2

工事成績評定結果表

工 事 名	
工 事 場 所	
工事完成年月日	
受 注 者	
評 点	

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表【土木】 目次

監督員

審査項目	細別	工種	表ページ	全ページ
1. 施工体制	I. 施工体制一般		1	15
	II. 配置技術者 (現場代理人等)		2	
2. 施工状況	I. 施工管理		3	
	II. 工程管理		4	
	III. 安全対策		5	
	IV. 対外関係		6	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	機械設備工事・電気設備工事・電気通信工事以外	7	
		機械設備工事	8	
		電気設備工事・電気通信設備工事・受変電設備工事	9	
	II. 品質	維持修繕工事・機械設備工事・電気設備工事・電気通信工事・受変電設備工事以外	10	
		維持・修繕工事	11	
		機械設備工事	12	
		電気設備工事・電気通信設備工事・受変電設備工事	13	
		5. 創意工夫	I. 創意工夫	
II. 週休2日				
III. ICT活用工事				

総括職員

審査項目	細別	工種	表ページ	全ページ
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理		1	6
	Ⅲ. 安全対策			
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応		2	
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等		4	
	Ⅱ. 週休2日			
7. 法令遵守等 (工事事故等による減点)			5	
7. 法令遵守等 (総合評価による減点)			6	

検査員

検査項目	細別	工種	表ページ	全ページ	
2. 施工状況	I. 施工管理		1	65	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	機械設備工事・電気設備工事・電気通信工事以外	2		
		機械設備工事	3		
		電気設備工事・電気通信設備工事・受変電設備工事	4		
	II. 品質	コンクリート構造物工	5		
		土工事(切土・盛土・築堤等工事)	6		
		護岸・根固め・水制工事	7		
		鋼橋工事(RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	8		
		砂防構造物工事・治山構造物工事及び地すべり防止工事(抑止杭・集水井工事を含む)	10		
		舗装工事	12		
		下水道工事	14		
		法面工事	16		
		基礎工工事及び地盤改良工事	18		
		コンクリート橋上部工事(PC及びRCを対象)	20		
		塗装工事	22		
		トンネル工事	23		
		植栽工事	25		
		防護柵(網)・標識・区画線等設置工事	26		
		機械設備工事	28		
		電気設備工事	29		
		電気通信工事・受変電設備工事	30		
		二次製品構造物コンクリート二次製品工事(L型擁壁、ボックスカルバート、ブロック積等)	31		
		補強土壁工事	33		
		電線共同溝工事	34		
		【農政部】区画整理(ほ場整備)工事	35		
		【農政部】暗渠排水工事	36		
		【農政部】管水路工事	37		
		【農政部】フィルダム・ため池工事	38		
		【農政部】水路補修工事・目地補修工・断面修復工・表面被覆工・管更正工	39		
		維持工事(清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等)	41		
		修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)			
		取壊し工事	42		
		仮設工工事	43		
		柵工、筋工、伏工工事	44		
		土工事(農地造成)	45		
		林道土工工事	46		
		木材木製品工事(木ダム、木橋、木土留工、木流路工等)	47		
		上記以外の工事(情報ボックス、浚渫工事等)又は合併工事 (A:ばらつき評価不適切)	48		
		上記以外の工事(情報ボックス、浚渫工事等)又は合併工事 (B:ばらつき評価有)	49		
		III. 出来ばえ	コンクリート構造物工事・砂防構造物工事・治水構造物工事・トンネル工事		50
			配筋完了時		51
			土工事(盛土・築堤工事等)		
			切土工事		
			護岸・根固・水制工事		
			鋼橋工事		52
			地すべり防止工事		
			舗装工事		
			上層路盤が完了し舗装工事着手前		
			法面工事		53
			基礎工事(地盤改良等を含む)		
			コンクリート橋上部工事		
			塗装工事(工場塗装を除く)		
	植栽工事		54		
	防護柵(網)工事				
	標識工事				
	区画線工事				
	下水道工事		55		
	機械設備工事				
	電気設備工事				
電気通信設備工事・受変電設備工事	56				
二次製品構造物	57				
補強土壁工事					
電線共同溝工事					
【農政部】区画整理(ほ場整備)工事			58		
【農政部】暗渠排水工事	59				
【農政部】管水路工事					
【農政部】フィルダム・ため池工事					
【農政部】水路補修工事・目地補修工・断面修復工・表面被覆工・管更正工					
コンクリート二次製品工事(L型擁壁、ボックスカルバート、ブロック積等)	61				
維持修繕工事	62				
取壊し工事					
仮設工工事					
柵工、筋工、伏工工事					
土工事(農地造成)	63				
林道土工工事	64				
木材木製品工事(木ダム、木橋、木土留工、木流路工等)					
上記以外の工事又は合併工事					
			65		

工事成績採点の審査項目別運用表(R7.4.1)【土木】

別紙-1 契約管理番号: 1/15ページ

工事名: (監督員)

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

1. 施工体制

1. 施工体制一般

●評価対象項目

□施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

上記該当項目があれば.....e

□施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。

上記該当項目があれば.....d

■□施工体制一般について指示事項が無い。

■□施工計画書を工事着手前に提出している。

■□作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。

■□関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施している。

■□元請が下請の作業成果を検査している。

■□施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。

■□緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。

■□現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。

■□工場製作期間における技術者を適切に配置している。

■□機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。

■□その他(理由:)

●判断基準

評価値が90%以上.....a

評価値が80%以上90%未満.....b

評価値が80%未満.....c

*施工体制一般とは、現場代理人等指定通知書、工事カルテ、建設業退職金共済制度等、施工状況報告書

施工体制台帳・施工体系図、建設業許可標識を指す。

①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)
計算の値で評価する。

③評価値(%)=()評価数/評価対象項目数()

④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。

別紙-1 契約管理番号:
工事名:
[記入方法]評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。
審査項目

細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
Ⅱ. 配置技術者 (現場代理人等)	●評価対象項目 □配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当項目があれば.....e □配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記該当項目があれば.....d 【全体を評価する項目】 ■□配置技術者について指示事項が無い。 ■□作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ■□現場代理人が、工事全体を把握している。 ■□設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。 【監理(主任)技術者を評価する項目】※特別監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとする ■□書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ■□契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ■□施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。 ■□下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ■□監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ■□その他(理由:) ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%) 計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数÷評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。 * 配置技術者とは、現場代理人、監理・主任技術者の専任制を指す。				

別紙-1

契約管理番号:
工事名:
[記入方法]評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

3/15ページ

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
●評価対象項目 ☐ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当項目があれば.....e ☐ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記該当項目があれば.....d ☐ 施工管理について指示事項が無い。 ☒ 施工計画書が設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ☒ 工事の出来形管理を設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 日常の品質管理を設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☐ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 ☐ 工事打合せ簿を不足無く整理している。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ その他(理由:) ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。 * 施工管理とは、設計図書の照査等、施工計画書、工事の着手、建設副産物及び建設廃棄物、指定建設機械類の確認を指す。						

別紙ー1 契約管理番号: 4／15ページ

工事名: 工事成績採点の審査項目別運用表

【記入方法】評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。(監督員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
●評価対象項目 ☐ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当項目があれば……………e ☐ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記該当項目があれば……………d ☒ 工程管理について指示事項が無い。 ☒ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☒ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☒ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☒ 休日の確保を行っている。 ☒ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………b 評価値が80%未満……………c ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数／評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。						

別紙-1 契約管理番号:
工事名:
[記入方法]評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。
審査項目

	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
2. 施工状況					
Ⅲ. 安全対策					
●評価対象項目 □安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当項目があれば.....e □安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記該当項目があれば.....d ■□安全対策について指示事項が無い。 ■□災害防止協議会等を1回/月以上行っている。 ■□安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。 ■□新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ■□工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ■□過積載防止に取り組んでいる。 ■□仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ■□保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ■□地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 □□その他(理由:) ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%) 計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。 * 安全対策とは、安全活動、安全パトロールの指摘事項の処理を指す。					

別紙-1

契約管理番号:
工事名:
[記入方法]評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

6/15ページ

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	IV. 対外関係	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
●評価対象項目 ☐ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当項目があれば.....e ☐ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記該当項目があれば.....d ☐ 対外関係について指示事項が無い。 ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 第三者からの苦情が無い、もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ その他(理由:) ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%) 計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。						

別紙-1 契約管理番号:
工事名:
[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。

審査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	機械設備 工事・電気設備工事・電気 通信工事 以外	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	文書で改善指示を行った	改造請求を行った
●評価対象項目 ☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った 上記該当項目があれば……e ☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当項目があれば……d ☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%程度以内である。 上記該当項目があれば……a ☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内である。 上記該当項目があれば……b ☐ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。 上記該当項目があれば……c ①出来形の評定は、工事全般を通したものとす。 ②出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状及び寸法をいう。 ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準により行いたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。							

別紙-1 契約管理番号:
工事名:
[記入方法]評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

審査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	機械設備 工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	文書で改善指示を行った	改造請求を行った
● 評価対象項目 □ 契約書第 17 条に基づき、監督員が改造請求を行った 上記該当項目があれば.....e □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当項目があれば.....d ☐ □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 ☒ □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☒ □ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 ☒ □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 ☒ □ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ □ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 ☐ □ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 ☐ □ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ □ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 ☐ □ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 ☐ □ その他(理由:) ● 判断基準 評価値が80%以上.....a 評価値が60%以上80%未満.....b 評価値が60%未満.....c ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。							

別紙-1 契約管理番号:
工事名:
[記入方法]評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

審査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	電気設備 工事・ 電気通信 設備工 事・ 受変電設 備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	文書で改善指示を行った	改造請求を行った
●評価対象項目 □ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った 上記該当項目があれば.....e □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当項目があれば.....d ☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 ☒ 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 ☒ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ☐ 設計図書に定められていない出来形管理項目について監督員と協議の上で管理している。 ☒ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☒ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 ☒ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 ☒ 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。 ☒ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☒ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 社内管理図に定められている予備品等に不足が無い。 ☐ 設計図書に定められている予備品等が二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策がなされている。 ☐ 高温部等の危険箇所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策がなされている。 ☐ その他(理由:) ●判断基準 評価値が80%以上.....a 評価値が60%以上80%未満.....b 評価値が60%未満.....c ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%) 計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。							

別紙-1 契約管理番号:
工事名:
[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 工種 維持・修繕工事・機械設備工事・電気設備工事・電気通信工事・受変電設備工事以外	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。 ●評価対象項目 □ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った 上記該当項目があれば.....e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当項目があれば.....d □ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%程度以内である。 上記該当項目があれば.....a □ 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内である。 上記該当項目があれば.....b □ 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない。 上記該当項目があれば.....c	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	文書で改善指示を行った	改造請求を行った

①品質の評価は、工事全般を通じて評価するものとする。

②品質とは、設計図書に示された工事的物の規格である。

③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。

④品質管理項目がない場合は「e」評価とする。

別紙ー1 契約管理番号: 11/15ページ

工事名: 工事成績採点の調査項目別運用表

【記入方法】評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

調査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	維持・修繕工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	文書で改善指示を行った	改造請求を行った
● 評価対象項目 ☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。 上記該当項目があれば……………e ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当項目があれば……………d ☒ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 ☒ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 ☒ 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☒ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 ☐ 理由: ☐ 理由: ☐ 理由: ☐ 理由: ● 判断基準 該当項目が6項目以上……………a 該当項目が4項目以上……………b 該当項目が3項目以下……………c							

注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大8項目とする。

別紙-1 契約管理番号:
工事名:
[記入方法]評価対象項目は左□にレマークを記入する。

審査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	機械設備 工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	文書で改善指示を行った	改造請求を行った
●評価対象項目 ☐ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。 上記該当項目があれば.....e ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当項目があれば.....d ☐ 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書の仕様を満足している。 ☒ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり機能している。 ☒ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 ☒ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 ☐ 設備の取扱説明書を工夫している。 ☐ 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 ☐ 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 ☐ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 ☐ ハルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ その他(理由:) ●判断基準 評価値が80%以上.....a 評価値が60%以上80%未満.....b 評価値が60%未満.....c ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。							

別紙-1 契約管理番号:
工事名:
[記入方法]評価対象項目は左□にレマークを記入する。

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	文書で改善指示を行った	改造請求を行った
電気設備工事・設備工事・受変電設備工事 ●評価対象項目 □ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った 上記該当項目があれば.....e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 上記該当項目があれば.....d ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 ☐ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめられている。 ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。 ☐ ケーブル及び配管の経緯などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 ☐ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 ☐ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)している。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 ☐ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認している。 ☐ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。 ☐ その他(理由:) ●判断基準 評価値が80%以上.....a 評価値が60%以上80%未満.....b 評価値が60%未満.....c ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。						

工事成績採点の審査項目別運用表(R7.4.1)【土木】

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表			14～15／15ページ
別紙－1	契約管理番号： 工事名： [記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。	工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表	(監督員)
審査項目	細別	工 夫 事 項	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	【施工】 ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫。 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮橋樑、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 ☐ その他(理由：) ※本項目におけるCCUS関連の加点は0.5点単位で最大1.5点とする。	
		【新技術活用】 「新技術活用」においては、以下の項目により複数の技術の評価を可能とするが最大3点の加点とする。 以下の項目の評価にあたっては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表を確認した上で評価する。ただし、加点对象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合に加点措置を行わないものとする。 ☐ (該当技術数：) NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は3点の加点とする。 ☐ (該当技術数：) NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 ※本項目は2点の加点とする。 ☐ (該当技術数：) NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。 ※本項目は1点の加点とする。 ☐ (該当技術数：) NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 ※本項目は2点の加点とする。 ☐ (該当技術数：) NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 ※本項目は1点の加点とする。 ☐ ぐんまの環境新技術等若しくは群馬県建設工事関連新技術等を技術提案、施工承認等で採用し施工した場合 ※本項目は3点の加点とする。	

工事成績採点の審査項目別運用表 (R7.4.1) 【土木】

		□ その他(理由:) ※ ここで「有用とされる技術」とは「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「有用とされる技術」をいう。 ※ 複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが最大3点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加差点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大3点の加点とする。
		【品質】 □ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 □ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 □ 鉄筋、PCCケーフル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 □ その他(理由:)
		【安全衛生】 □ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ※ 本項目は2点の加点とする。 □ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) □ 安全教育、技術向上講習会、安全ハットロール等に関する工夫。 □ 現場事務所、労働者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 □ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □ 環境保全に関する工夫。 □ その他(理由:)
		詳細評価内容欄
		記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述) 評価: 点 (最大7点)
		※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ※2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。ただし、CCUS関連に限り0.5点単位で最大1.5点(内数)とする。 ※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。 ※4. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に真体の内容を記載して加点する。
		【記入方法】該当する項目の□にレマークを記入する。 (監督員)
5. 創意工夫	Ⅱ. 週休2日	【週休2日】 □ 対象期間中、「完全週休2日」を達成できた。 ※ 本項目は 評定点 + 2.0点 (評定点合計 + 0.8点) を加点する。 □ 対象期間中、「1月単位の週休2日(現場閉所)」を達成できた。 ※ 本項目は 評定点 + 1.0点 (評定点合計 + 0.4点) を加点する。 □ 対象期間中、「1月単位の週休2日(交替制)」を達成できた。 ※ 本項目は 評定点 + 1.0点 (評定点合計 + 0.4点) を加点する。
	Ⅲ. ICT活用工事	【ICT活用工事】 □ ICT活用(1)～(5)の全面活用を行った。 ※ 本項目は 4点の加点とする。 □ ICT活用(3)の部分活用を行った。 ※ 本項目は 2点の加点とする。 □ ICT活用(1)(2)(4)(5)の部分活用を行った。 ※ 本項目は 2点の加点とする。 ※ (1): 3次元起工測量、(2): 3次元設計データ作成、(3): ICT建設機械による施工、(4): 3次元出来形管理等の施工管理、(5): 3次元データの納品

工事成績採点の審査項目別運用表(R7.4.1)【土木】

別紙ー2 契約管理番号：
工事名：
[記入方法]評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表
1/6ページ
(総括職員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
●評価対象項目 ☐隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。 ☐その他(理由：) 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。						
Ⅲ. 安全対策		a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
●評価対象項目 ☐建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。 ☐安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐その他(理由：) 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。						

工事成績採点の考查項目別運用表(R7.4.1)【土木】

別紙ー2

契約管理番号:
工事名:
[記入方法]該当する対応事項及び対応事例の□にレマークを記入する。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

2～3／6ページ

審査項目	工事名	細別	対応事項	(総括職員)
4. 工事特性	1. 施工条件等への対応	I 構造物の特殊性への対応	対 応 事 項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
		☐ 1.対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3.その他 (理由: _____)	(1)について [共通] 切土の土工量:20 万m3以上、盛土の土工量:15 万m3以上、護岸・築堤の平均高さ:10m 以上、トンネル(ツールト)の直径:8m 以上、ダム用水門の設計水深:25m以上、樋門又は樋管の内空断面面積:15m2以上、揚排水機場の吐出管径:2,000mm 以上、堰又は水門の最大径間長:25m以上、堰又は水門の径間数:3 径間以上、堰又は水門の扉体面積:50m2/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ:20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積:100m2以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積:300m2以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深:10m 以上、地滑り防止工:幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量:100 万m3以上、流路工の計画高水流量:500m3/s以上、砂防・治山ダムの堤高:15m 以上、ダムの堤高:150m以上、転流トンネルの流下能力:400m3/s 以上、橋梁下部工の高さ:30m 以上、橋梁上部工の最大支間長:100m 以上。 [環境森林] ・切土及び盛土の合計土工量:5万m3以上 ・護岸、土留工高:8m以上 ・トンネル内空断面面積:20m2以上 ・山腹工施工面積:1ha以上 ・橋梁下部工高さ:15m以上 ・橋梁上部工最大支間長:30m以上 ・林道開設延長:1500m以上 [農政] ・切土及び盛土の合計土工量:5万m3以上 ・開水路工流量:20m3/s以上 ・推進工の管径(羽口、泥水加圧):2000mm以上 ・頭首工径間数:4以上 ・ゲート工面積:50m2以上 ・水路トンネル(従来工法) 高さ:H>4m、又はH<1.8m	
		※上記の対応事項に1つ以上し点が付けば 4点の加点 とする。		(2)について [共通] ・砂防・治山工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・使用中の道路トンネルの拡張工事。

Ⅱ 作業環境、社会条件等への対応 □ 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □ 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受け る工事 □ 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □ 7.現道上での交通規制に大きく影響する工事 □ 8.緊急時に対応が特に必要な工事 □ 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 □ 10.その他 (理由: _____) ※上記の対応事項に1つ以上し点が付けば6点の加点とする。	(3.)について [共通] ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土盛りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
(4.)について [共通] ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 [農政] ・供用中のトンネル等の直上での工事。 (5.)について [共通] ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 [農政] ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 ・通水中の水路等の工事 (6.)について [共通] ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 (7.)について [共通] ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8.)について [共通] ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9.)について [共通] ・作業現場が広範囲に分布している工事。	(3.)について [共通] ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土盛りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。

皿 厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15. 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 ☐ 16. その他 (理由: _____) ※上記の対応事項に1つ以上しれ点が付けば4点の加点とする。	(10)について [共通] ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。 (11)について [共通] ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要なる工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事。 (12)について [共通] ・河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 ・集中豪雨による災害又は積雪等により工程や施工方法に制約を受けた工事ににもかかわらず当初工期内で完成させた。 (13)について [共通] ・急峻な地形のため、作業構台や作業床・施工ヤードの設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要がある工事(法面工は除く)。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 ・主たる工種で山林砂防工が適用となる箇所の工事。 (14)について [共通] ・治山工事で山地災害危険地区に指定された区域内における工事。 ・山腹工事でケーブルクレーンやモノレールなどの運搬手段に制限があり、機械使用など施工に制約を受けた工事(法面工は除く)。 ・山腹工事で床掘等が人力以外に不可能である工事。
---	--

工事成績採点の調査項目別運用表(R7.4.1)【土木】

			(15)について [共通] ・維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事。
			(16)について [共通] ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
		IV長期工事における安全確保への対応 □ 17. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 □ 18. その他（ ） ※上記の対応事項に1つ以上し点が付けば 6点の加点 とする。	(17)について [共通] ・長期工事（例えば設計工期15ヶ月間等や変更事由が発生して15ヶ月間になった場合）で、現場での工期が12ヶ月を超えた工事。
	評 価	評 点： _____ 点 (最大20点)	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。
※2. 評価にあたっては、監督員等の意見も参考に評価する。

工事成績採点の審査項目別運用表(R7.4.1)【土木】

別紙ー2

契約管理番号:
工事名:
[記入方法]評価対象項目は左口にレマーク、評価項目は右口にレマークを記入する。

4/6ページ

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

(総括職員)

審査項目	細別	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	優れている	bよりも優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
●評価対象項目 ☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ その他(理由:) ※上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。						
	II. 週休2日	●評価対象項目 ☐ 対象期間中、「完全週休2日」を達成できた。 ※本項目は評定点+2.5点(評定点合計+0.5点)を加点する。				

措置内容	点数
☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	-20点
☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点
☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点
☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点
☐ 5. 指名停止1週間以上2週間未満	-8点
☐ 6. 文書注意	-5点
☐ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、文書注意以上の処分が行われなかった場合	-3点
☐ 8. 項目該当なし	

①本調査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
②「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。
③「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】

- ☐ 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
☐ 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
☐ 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
☐ 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
☐ 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
☐ 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
☐ 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
☐ 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
☐ 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
☐ 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
☐ 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。
☐ 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
☐ 13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
☐ 14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起した。
☐ 15. 受注者が社会保険等未加入建設業者の下請人と契約を締結した。(措置内容については、指名停止等の区分による)

別紙-2

契約管理番号:
工事名:
[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。
審査項目
7.法令遵守等
(総合評価による減点)

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表
(総括職員)

下請計画の不履行
☐ 評価された記載内容どおりの履行がされなかった。
☐ 選定計画どおりの下請契約が履行された。

点数
-8点

"下請計画の不履行"で該当する事例は、「総合評価落札方式評価項目」下請または県内企業下請の有無"で加点評価を受けた記載内容が履行されなかった"場合に適用する。

別紙-3 契約管理番号: 1/65ページ

工事名: 工事成績採点の審査項目別運用表

【記入方法】評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。(検査員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
●評価対象項目 ☐ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当項目があれば……………e ☐ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。 上記該当項目があれば……………d ☐ 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☒ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 ☐ 立会、段階確認項目と実施時期が施工計画書で確認できる。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ☐ 施工体制制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 ☐ 下請に対する引き取り(完成)検査を畫面で実施していることが確認できる。 ☐ 社内検査員等が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ☐ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 ☐ 施工計画書に社内の管理基準を記載し、管理していることが確認できる。 ☐ 電気設備等について、設備更新時の新旧設備の切り替え作業を、作業手順書やチェックリストにより適切に実施していることが確認できる。 ☐ その他(理由:) ●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………b 評価値が80%未満……………c ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。						

調査項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	機械設備 工事・電気設備 工事・電気通信 工事以外	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	文書による改善指示を行った。 文書による改善指示に従わなかった。	

●評価対象項目

☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

上記該当項目があれば……………e

☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

上記該当項目があれば……………d

- ☐ 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
- ☐ 社内管理基準に基づき管理し、社内管理基準を満足していることが確認できる。
- ☒ 不可得部分の出来形が写真で確認できる。
- ☒ 写真管理基準の管理項目を満足している。
- ☐ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
- ☐ その他(理由:)

※上記該当項目を評価した後、以下のばらつきの評価をしてください。

- ☐ ばらつき 50%以下
- ☐ ばらつき 80%以下
- ☐ ばらつき 80%超
- ☐ ばらつきで判断不可能

- ①出来形は、工事全般を通じて評価するものとする。
- ②出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状及び寸法をいう。
- ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体制である。
- ④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

別紙-3

契約管理番号:
工事名:
[記入方法]評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

3/65ページ
(検査員)

審査項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	機械設備 工事	優れている	bよりも優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている

●評価対象項目

☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

上記該当項目があれば.....e

☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

上記該当項目があれば.....d

☐ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。

☒ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。

☒ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。

☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。

☒ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。

☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。

☐ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。

☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。

☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。

☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。

☐ その他(理由:)

●判断基準

評価値が90%以上.....a
評価値が80%以上90%未満.....a'
評価値が70%以上80%未満.....b
評価値が60%以上70%未満.....b'
評価値が60%未満.....c

①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値(%)=()評価数/評価対象項目数()

④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。

別紙-3

契約管理番号:

工事名:

工事成績採点の審査項目別運用表

3. 出来形及び出来ばえ

I. 出来形

電気設備工事・電気通信設備工事・受変電設備工事

評価項目

細別

工種

a

a'

b

b'

c

d

e

優れている

bよりも優れている

やや優れている

cよりも優れている

他の評価に該当しない

やや劣っている

劣っている

●評価対象項目

□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

上記該当項目があれば.....e

□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

上記該当項目があれば.....d

□ □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。

□ □ 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。

■ □ 写真管理基準の管理項目を満足している。

■ □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。

□ □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。

■ □ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。

■ □ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。

■ □ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。

■ □ 配管などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けられている。

■ □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

□ □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。

□ □ 設計図書に定められている予備品等に不足が無いことが確認できる。

□ □ 高温部等の危険箇所への二重表示、二重防護など運用における不可抗力を想定した安全対策が確認できる。

□ □ その他(理由:)

●判断基準

評価値が90%以上.....a

評価値が80%以上90%未満.....a'

評価値が70%以上80%未満.....b

評価値が60%以上70%未満.....b'

評価値が60%未満.....c

①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値(%)=()評価数/評価対象項目数()

④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。

工事成績採点の検査項目別運用表 (R7.4.1)【土木】

別紙-3

契約管理番号:
工事名:
[記入方法]評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

5/65ページ
(検査員)

検査項目	細別	工種	a	a	b	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	コンクリート 構造物工	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]※ばらつきは別紙-3の2参照。					文書で指示を行った	修補指示を行った
●評価対象項目 ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当項目があれば.....e ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当項目があれば.....d ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っているか、若しくはコンクリート配合計画書により、コンクリートの品質(強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ (寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後、型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 圧接作業に当たり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ スーパーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他(理由:)									

工事成績採点の調査項目別運用表(R7.4.1)【土木】

※上記該当項目を評価した後、以下のばらつきの評価をしてください。

☐ばらつき 50%以下

☐ばらつき 80%以下

☐ばらつき 80%超

☐ばらつきで判断不可能

●判断基準

	ばらつきで判断可能		
	50%以下	80%以下	80%を超える
評価値	a'	a'	b
	a'	b	b'
	b	b'	c
	b'	c	c

①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

③評価値(%)＝()評価数／()評価対象項目数

④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合はc評価とする。

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

評価対象項目(評価値)だけの評価

評価値	a
	a'
	b
	b'

評価値	a
	a'
	b
	b'

評価値	a
	a'
	b
	b'

評価値	a
	a'
	b
	b'

工事成績採点の審査項目別運用表

別紙-3 契約管理番号:

工事名:

〔記入方法〕評価対象項目は左□にレマークを記入する。

審査項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	土工事 (切土、築盛土、築堤等工事)							
			品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕※ばらつきの判断は別紙—3の2参照。						文書で指示を行った
			●評価対象項目						修補指示を行った

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

上記該当項目があれば……………e

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

上記該当項目があれば……………d

- 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
□ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
□ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
□ 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
□ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
□ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。
□ CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
□ 法面に有害な亀裂が無い。
□ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□ その他(理由:)

※上記該当項目を評価した後、以下のばらつきの評価をしてください。

- ばらつき 50%以下
□ ばらつき 80%以下
□ ばらつき 80%超
□ ばらつきで判断不可能

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能		
	50%以下	80%以下	80%を超える
90%以上	a	a'	b
75%以上90%未満	a'	b	b'
60%以上75%未満	b	b'	c
60%未満	b'	c	c

- ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③評価値(%) = () 評価数 / () 評価対象項目数
④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合は③評価とする。

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

評価対象項目(評価値)だけの評価

90%以上	a
80%以上90%未満	a'
70%以上80%未満	b
60%以上70%未満	b'
60%未満	c

審査項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	護岸・根固め・水制工事							
			品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]※ばらつきの判断は別紙-3の2参照。					文書で指示を行った	修補指示を行った

●評価対象項目

☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

上記該当項目があれば……………e

☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

上記該当項目があれば……………d

☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。

☐ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分にを行っていることが確認できる。

☐ 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマツト等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。

☐ 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。

☐ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ 植生工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。

☐ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。

☐ コンクリートブロック等を掲座無く設置していることが確認できる。

☐ 施工にあたって、床堀箇所湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。

☐ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ 有害なクラックが無い。

☐ その他(理由:)

※上記該当項目を評価した後、以下のばらつきの評価をしてください。

- ☐ばらつき 50%以下
- ☐ばらつき 80%以下
- ☐ばらつき 80%超
- ☐ばらつきで判断不可能

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能		
	90%以上	50%以下	80%以下
	a	a'	b
	a'	b	b'
	b	b'	c
	b'	c	c
	60%未満		
	60%未満		
	60%未満		
	60%未満		

①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③評価値()=()評価数/()評価対象項目数
④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合には○評価とする。

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

評価値	a
	a'
	b
	b'
	c

工事成績採点の審査項目別運用表(R7.4.1)【土木】

別紙-3

契約管理番号:
工事名:
[記入方法]評価対象項目は左□にレマークを記入する。
審査項目
3. 出来形及び出来ばえ

II. 品質
細別
工種
鋼構工事
(RC床版
工事はコン
クリート構造
物に準ず
る)

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]※ばらつきの判断は別紙-3の2参照。

●評価対象項目
□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記該当項目があれば……………e
□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
上記該当項目があれば……………d

【工場製作関係】
□□鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
□□溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
□□溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□□溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
□□孔空けによって生じたまぐれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
□□欠陥部の発生が認められないことが確認できる。
□□塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
□□素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
□□塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
□□塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
□□その他(理由:)
【架設関係】
□□ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
□□ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
□□高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
□□高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
□□支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
□□架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
□□架設に用いる仮設備及び架設用機材について、品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。
□□現場塗装部のケレン及び腹厚管理を適切に行っていることが確認できる。
□□現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。
□□その他(理由:)
※上記該当項目を評価した後、以下のばらつきの評価をしてください。
□ばらつき 50%以下
□ばらつき 80%以下
□ばらつき 80%超
□ばらつきで判断不可能

工事成績採点の審査項目別運用表

8～9/65ページ
(検査員)

文書で指示を行った

修補指示を行った

工事成績採点の調査項目別運用表 (R7.4.1)【土木】

別紙-3

契約管理番号：
工事名：
[記入方法]評価対象項目は左□にレマークを記入する。
10～11／65ページ
(検査員)

3. 出来形及び出来ばえ

Ⅱ. 品質

工種
砂防構造
物工事・
治山構造
物工事及
び地すべ
り防止工
事(抑止
杭・集水
井工事を
含む)

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]※ばらつき判断は別紙-3の2参照。

●評価対象項目
□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
上記該当項目があれば……………e
□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
上記該当項目があれば……………d

【共通】
□ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。
□ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□ □ 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)
□ □ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後、型枠及び支保工の取り外しを行っている。
□ □ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。
□ □ 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。
□ □ 有害なクラックが無い。
□ □ その他(理由：
)
【砂防構造物工事・治山構造物工事に適用】
□ □ コンクリート打設まで及び、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
□ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ 施工基面を平滑に仕上っていることが確認できる。
□ □ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ □ ポルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
□ □ ポルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
□ □ その他(理由：
)

文書で指示を行った

修補指示を行った

工事成績採点の考查項目別運用表(R7.4.1)【土木】

【地すべり対策工事(抑止杭・集水井工事を含む)】

- ☐ アンカーの施工が、設計図書仕様を満足していることが確認できる。
☐ ライナープレートの締め立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
☐ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。
☐ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。
☐ その他(理由：)

※上記該当項目を評価した後、以下のばつきの評価をしてください。

- ☐ 50%以下
☐ 80%以下
☐ 80%超
☐ 判断不可能

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能			
	90%以上	50%以下	80%以下	80%を超える
75%以上80%未満	a'	a'	b'	b'
80%以上75%未満	b'	b'	b'	c
60%未満	b'	b'	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばら
評価対象項目(評価値)だけの評価

評價項目	90%以上	a
80%以上90%未満		a'
70%以上80%未満		b
60%以上70%未満		b'
60%未満		c

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある評価は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値とする。
- ③ 評価値(%) = () / 評価数 × 100 () 評価対象項目数
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。

別紙-3

契約管理番号:
工事名:
[記入方法]評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

12～13/65ページ
(検査員)

審査項目	細別	工種	a	a	b	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	舗装工事							
			品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-3の2参照。					文書で指示を行った	修補指示を行った
●評価対象項目 ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当項目があれば.....e ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当項目があれば.....d 【路床・路盤工関係】 ☐ 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 ☐ 路床及び路盤工のブルーローリングを行っていることが確認できる。 ☐ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 ☐ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締め固めて施工していることが確認できる。 ☐ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締め固めが、タンバ等の小型締め固め機械により施工していることが確認できる。 ☐ その他(理由:) 【アスファルト舗装工関係】 ☐ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 ☐ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 ☐ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☐ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 ☐ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 ☐ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ その他(理由:)									

工事成績採点の調査項目別運用表 (R7.4.1) 【土木】

			【コンクリート舗装工関係】 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 ☐ チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 ☐ その他(理由:) ※上記該当項目を評価した後、以下のばらつきの評価をしてください。 ☐ ばらつき 50%以下 ☐ ばらつき 80%以下 ☐ ばらつき 80%超 ☐ ばらつきで判断不可能 ●判断基準 <table><tr><th></th><th colspan="2">ばらつきで判断可能</th></tr><tr><th></th><th>50%以下</th><th>80%以下 80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>a</td><td>a'</td></tr><tr><td>a'</td><td>b</td></tr><tr><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>b'</td><td>c</td></tr><tr><td colspan="3">60%未満</td></tr><tr><td colspan="3">60%未満</td></tr><tr><td colspan="3">60%未満</td></tr></table> ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = () 評価対象項目数 / () 評価対象項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合には評価とする。 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。 評価対象項目(評価値)だけの評価 <table><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>a</td></tr><tr><td>a'</td></tr><tr><td>b</td></tr><tr><td>b'</td></tr><tr><td colspan="2">60%未満</td></tr><tr><td colspan="2">60%未満</td></tr><tr><td colspan="2">60%未満</td></tr></table>		ばらつきで判断可能			50%以下	80%以下 80%を超える	評価値	a	a'	a'	b	b	b'	b'	c	60%未満			60%未満			60%未満			評価値	a	a'	b	b'	60%未満		60%未満		60%未満	
	ばらつきで判断可能																																					
	50%以下	80%以下 80%を超える																																				
評価値	a	a'																																				
	a'	b																																				
	b	b'																																				
	b'	c																																				
60%未満																																						
60%未満																																						
60%未満																																						
評価値	a																																					
	a'																																					
	b																																					
	b'																																					
60%未満																																						
60%未満																																						
60%未満																																						

工事成績採点の調査項目別運用表(R7.4.1)【土木】

別紙-3		契約管理番号: 工事名:		工事成績採点の調査項目の調査項目別運用表					14～15/65ページ (検査員)	
[記入方法]評価対象項目は左□にレマークを記入する。										
調査項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	下水道工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]※ばらつきかの判断は別紙-3の2参照。						文書で指示を行った	
			●評価対象項目 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当項目があれば……………e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当項目があれば……………d							
			【共通】 ☐ マンホール用品の規格、品質がミルシートで確認できる。 ☐ 管渠の規格・品質がミルシートで確認できる。 ☐ 設計図書に基づきコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリート規格(強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート打設時の必要な供試体采取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ☐ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のパイレータの種類、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ 人孔工(二次製品)において接合部の取り合わせがよい。 ☐ 舗装復旧工において、舗装材料の品質管理が適切にされている。 ☐ 掘削残土等の処理が法令を遵守し適切に管理されている。 その他(理由:)							
			【開削工】 ☐ 締固めを適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていない。 ☐ 管渠の接合状況が良好であることが確認できる。 ☐ 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 その他(理由:)							
			【推進工】 ☐ 測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 ☐ 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 ☐ 推進作業等がデータで確認できる。 ☐ 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 その他(理由:)							

- 【シールド工】
- ☐ セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。

☐ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。

☐ 二次コンクリート打設前に、付着物除去のための十分な水洗清掃を行っていることが確認できる。

☐ 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。

☐ シールド推進作業等がデータで確認できる。

☐ 真込み注入状況がデータで確認できる。

☐ 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。

☐ その他(理由:)

- 【処理場・ポンプ場等のうち土木工事】
- ☐ 主たる工事(概ね2/3以上を占める工事)を対応する工種で評価する。

☐ その他(理由:)

※上記該当項目を評価した後、以下のばらつきの評価をしてください。

- ☐ ばらつき 50%以下
- ☐ ばらつき 80%以下
- ☐ ばらつき 80%超
- ☐ ばらつきで判断不可能

●判断基準

	ばらつきで判断可能		
	50%以下	80%以下	80%を超える
評価	a	a'	b
値	a'	b	b'
	b	b'	c
	b'	c	c

- ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ③評価値() $\times$ () $\div$ 評価対象項目数
- ④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合にはa評価とする。

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

評価対象項目(評価値)だけの評価	
評価	a
値	a'
	b
	b'
	c

工事成績採点の調査項目別運用表 (R7.4.1)【土木】

別紙-3		契約管理番号： 工事名：		工事成績採点の調査項目別運用表					16～17／65ページ (検査員)	
[記入方法]評価対象項目は左□にレマークを記入する。										
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	工種	a	a'	b	b'	c	d	e	
品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]※ばらつきの評価は別紙-3の2参照。		法面工事						文書で指示を行った	修補指示を行った	
●評価対象項目 ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当項目があれば……………e ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当項目があれば……………d 【共通】 ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係) ☐ 施工に際して、品質に雪となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 ☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。) ☐ その他(理由：) 【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】 ☐ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 ☐ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 ☐ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ その他(理由：) 【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。 ☐ 金網が破損を生じていないことが確認できる。 ☐ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。) ☐ その他(理由：)										

	【法枠工関係(プレキャスト法枠工含む)】 ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書仕様を満足していることが確認できる。 ☐ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。 ☐ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 ☐ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 枠内に空隙が無いことが確認できる。 ☐ 層間にはく離が無いことが確認できる。 ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ その他(理由:) 【ロープネット工関係】 ☐ アンカーの施工長さが確認できる。 ☐ ロープ間の結束が確実にされている。 ☐ 浮き石の処理がなされている。 ☐ ロープネット材料の保管が適切である。 ☐ その他(理由:) ※上記該当項目を評価した後、以下のばらつきの評価をしてください。 ☐ ばらつき 50%以下 ☐ ばらつき 80%以下 ☐ ばらつき 80%超 ☐ ばらつきで判断不可能	●判断基準 <table><tr><th></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th></tr><tr><th></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td>評価値</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td></tr><tr><td>評価値</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>評価値</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td></tr><tr><td>評価値</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>評価値</td><td colspan="3">60%未満</td></tr></table> ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値()$\times$()$\div$評価数$\times$()$\div$評価対象項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合には評価と		ばらつきで判断可能				50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	a	a'	b	評価値	a'	b	b'	評価値	b	b'	c	評価値	b'	c	c	評価値	60%未満		
	ばらつきで判断可能																													
	50%以下	80%以下	80%を超える																											
評価値	a	a'	b																											
評価値	a'	b	b'																											
評価値	b	b'	c																											
評価値	b'	c	c																											
評価値	60%未満																													
	注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。 <table><tr><td>評価対象項目(評価値)だけの評価</td></tr><tr><td>評価値</td><td>a</td></tr><tr><td>評価値</td><td>a'</td></tr><tr><td>評価値</td><td>b</td></tr><tr><td>評価値</td><td>b'</td></tr><tr><td>評価値</td><td>c</td></tr><tr><td>評価値</td><td colspan="2">90%以上</td></tr><tr><td>評価値</td><td colspan="2">80%以上90%未満</td></tr><tr><td>評価値</td><td colspan="2">70%以上80%未満</td></tr><tr><td>評価値</td><td colspan="2">60%以上70%未満</td></tr><tr><td>評価値</td><td colspan="2">60%未満</td></tr></table>	評価対象項目(評価値)だけの評価	評価値	a	評価値	a'	評価値	b	評価値	b'	評価値	c	評価値	90%以上		評価値	80%以上90%未満		評価値	70%以上80%未満		評価値	60%以上70%未満		評価値	60%未満				
評価対象項目(評価値)だけの評価																														
評価値	a																													
評価値	a'																													
評価値	b																													
評価値	b'																													
評価値	c																													
評価値	90%以上																													
評価値	80%以上90%未満																													
評価値	70%以上80%未満																													
評価値	60%以上70%未満																													
評価値	60%未満																													

工事成績採点の調査項目別運用表 (R7.4.1)【土木】

別紙-3		契約管理番号： 工事名： [記入方法]評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。		工事成績採点の調査項目の調査項目別運用表					18～19／65ページ (検査員)	
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	基礎工事 及 地盤改良工事	工種	a	a	b	b'	c	d	e
品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]※ばらつき判断は別紙-3の2参照。				文書で指示を行った						
●評価対象項目				修補指示を行った						
				□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。						
				上記該当項目があれば……………e						
				□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。						
				上記該当項目があれば……………d						
				【杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒・場所打・深礎等)】 □ □ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 □ □ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 □ □ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 □ □ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 □ □ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。 □ □ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ □ 配筋、スベーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 □ □ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 □ □ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 □ □ その他(理由：)						
				【地盤改良関係】 □ □ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 □ □ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 □ □ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 □ □ その他(理由：)						

※上記該当項目を評価した後、以下のばらつきの評価をしてください。

☐ばらつき 50%以下

☐ばらつき 80%以下

☐ばらつき 80%超

☐ばらつきで判断不可能

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能		
	50%以下	80%以下	80%を超える
90%以上	a	a'	b
75%以上90%未満	a'	b	b'
60%以上75%未満	b	b'	c
60%未満	b'	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価

評価値	評価対象項目(評価値)だけの評価		
	90%以上	80%以上90%未満	60%以上70%未満
90%以上	a	a'	b
80%以上90%未満	a'	b	b'
70%以上80%未満	b	b'	c
60%以上70%未満	b'	c	c
60%未満	c	c	c

- ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ③評価値(%) = ()評価数 / ()評価対象項目数
- ④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合には評価と

工事成績採点の検査項目別運用表(R7.4.1)【土木】

別紙-3		契約管理番号: 工事名:		工事成績採点の検査項目の検査項目別運用表					20～21／65ページ (検査員)						
[記入方法]評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。															
検査項目		細別		a		b		b'		c		d		e	
3. 出来形及び出来ばえ		Ⅱ. 品質		工種											
		コンクリート橋													
		上部工事													
		(PC及びRCを対象)													
品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]※ばらつきの判断は別紙—3の2参照。															
●評価対象項目															
□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。															
上記該当項目があれば……………e															
□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。															
上記該当項目があれば……………d															
□ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。															
□ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。															
□ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。															
□ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む)															
□ □ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。															
□ □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。															
□ □ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。															
□ □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。															
□ □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。															
□ □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。															
□ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。															
□ □ スーパーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。															
□ □ プレベーム桁のプレレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。															
□ □ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。															
□ □ PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。															
□ □ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。															
□ □ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。															
□ □ 有害なクラックが無い。															
□ □ その他(理由:)															
※上記該当項目を評価した後、以下のばらつきの評価をしてください。															
□ □ ばらつき 50%以下															
□ □ ばらつき 80%以下															
□ □ ばらつき 80%超															
□ □ ばらつきで判断不可能															

別紙ー3

契約管理番号:
工事名:
[記入方法]評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

工事成績採点の審査項目別運用表

22／65ページ
(検査員)

審査項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																																												
3. 出来形及び出来はえ	II. 品質	塗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>[関連基準 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙ー3の2参照。					文書で指示を行った	修補指示を行った																																												
●評価対象項目 ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当項目があれば……………e ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当項目があれば……………d ☐ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ ケレンを入念に実施していることが確認できる。 ☐ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 ☐ 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 ☐ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 ☐ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ 塗料の残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 ☐ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 ☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ その他(理由:) ※上記該当項目を評価した後、以下のばらつきの評価をしてください。 ☐ ばらつき 50%以下 ☐ ばらつき 80%以下 ☐ ばらつき 80%超 ☐ ばらつきで判断不可能 ●判断基準 <table><tr><th></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th></tr><tr><th></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="3">評価値</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td></tr><tr><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>b</td><td>b'</td><td>c</td></tr><tr><td colspan="4">注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</td></tr><tr><td rowspan="4">評価対象項目(評価値)だけの評価</td><td>90%以上</td><td>a</td><td></td><td></td></tr><tr><td>80%以上90%未満</td><td>a'</td><td></td><td></td></tr><tr><td>70%以上80%未満</td><td>b</td><td></td><td></td></tr><tr><td>60%以上70%未満</td><td>b'</td><td></td><td></td></tr><tr><td>60%未満</td><td>c</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>											ばらつきで判断可能				50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	a	a'	b	a'	b	b'	b	b'	c	注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。				評価対象項目(評価値)だけの評価	90%以上	a			80%以上90%未満	a'			70%以上80%未満	b			60%以上70%未満	b'			60%未満	c			
	ばらつきで判断可能																																																				
	50%以下	80%以下	80%を超える																																																		
評価値	a	a'	b																																																		
	a'	b	b'																																																		
	b	b'	c																																																		
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																																					
評価対象項目(評価値)だけの評価	90%以上	a																																																			
	80%以上90%未満	a'																																																			
	70%以上80%未満	b																																																			
	60%以上70%未満	b'																																																			
60%未満	c																																																				

①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③評価値()=()評価数/()評価対象項目数
④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合には評価とする。

工事成績採点の調査項目別運用表 (R7.4.1)【土木】

別紙-3

契約管理番号:
工事名:

工事成績採点の調査項目別運用表

23～24/65ページ
(検査員)

【記入方法】評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

調査項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	トンネル工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-3の2参照。						
			●評価対象項目 □品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当項目があれば……………e □品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当項目があれば……………d □コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 □コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 □吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □設計図書に定められた岩区分(支保工パターン含む)の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 □坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 □金網の継ぎ目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 □吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 □吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿润状態で施工していることが確認できる。 □ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 □逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。 □その他(理由:)						
			※上記該当項目を評価した後、以下のばらつきの評価をしてください。 □ばらつき 50%以下 □ばらつき 80%以下 □ばらつき 80%超 □ばらつきで判断不可能						

工事成績採点の調査項目別運用表(R7.4.1)【土木】

●判断基準			
		ばらつきで判断可能	
		50%以下	80%以下
評価値	90%以上	a	b
	75%以上80%未満	a'	b'
	60%以上75%未満	b	c
	60%未満	b'	c
注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。			
評価対象項目(評価値)だけの評価			
評価値	90%以上	a	
	80%以上90%未満	a'	
	70%以上80%未満	b	
	60%以上70%未満	b'	
		60%未満	c

①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

③評価値(%)＝()評価数／()評価対象項目数

④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合はc評価とする。

工事成績採点の審査項目別運用表

別紙-3 契約管理番号:

工事名:

〔記入方法〕評価対象項目は左□にレマークを記入する。

審査項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	植栽工事							
品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>〔関連基準〕土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕※ばらつきの判断は別紙-3の2参照。									修補指示を行った

●評価対象項目

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

上記該当項目があれば……………e

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

上記該当項目があれば……………d

- 活着が促されるよう管理していることが確認できる。
- 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。
- 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。
- 施工完了後、余刺枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
- 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。
- 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。
- 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
- 樹名板を預認しやすい場所に据付けていることが確認できる。
- その他(理由:)

※上記該当項目を評価した後、以下のばらつきの評価をしてください。

- ばらつき 50%以下
- ばらつき 50%以下
- ばらつき 80%超
- ばらつきで判断不可能

●判断基準

	50%以下	80%以下	80%を超える
評価値	a'	a'	b'
	a'	b'	b'
	b'	b'	c
	b'	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

評価値	90%以上	80%以上	70%以上	60%未満
	a'	a'	b'	b'
	a'	b'	b'	c

- ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ③評価値(%)=()評価値/ ()評価対象項目数
- ④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合はe評価とする。

工事成績採点の調査項目別運用表(R7.4.1)【土木】

別紙-3

契約管理番号:
工事名:
[記入方法]評価対象項目は左□にレマークを記入する。

工事成績採点の調査項目別運用表

26～27／65ページ
(検査員)

調査項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e						
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	防護柵(網)・標識・区画線等設置工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]※ばらつきは別紙-3の2参照。						文書で指示を行った						
●評価対象項目															
□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。															
上記該当項目があれば……………e															
□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。															
上記該当項目があれば……………d															
☐ 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。															
☐ 防護柵等の基礎工の仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。															
☐ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。															
☐ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。															
☐ 基礎設置箇所について地盤の耐力を把握して、施工していることが確認できる。															
☐ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。															
☐ ガードケールを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。															
☐ ガードケールの端支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。															
☐ ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。															
☐ 区画線の厚さが厚本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。															
☐ 区画線施工後の屋間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。															
☐ 区画線の施工にあたって設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。															
☐ 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。															
☐ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。															
☐ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。															
☐ 防護柵の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。															
☐ 製品取付ボルトの締め付け確認を実施していることが確認できる。															
☐ 製品の取付けにあたり、偏心や歪みに配慮していることが確認できる。															
☐ 製品の現場への搬入、保管、据付け等に十分注意を払っていることが確認できる。															
☐ その他(理由:)															
※上記該当項目を評価した後、以下のばらつきの評価をしてください。															
☐ ばらつき 50%以下															
☐ ばらつき 80%以下															
☐ ばらつき 80%超															
☐ ばらつきで判断不可能															

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

別紙-3 契約管理番号:

工事名:

〔記入方法〕評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

審査項目	Ⅱ. 品質	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	細別	機械設備 工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	文書で指示を行った	修補指示を行った

●評価対象項目

□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

上記該当項目があれば.....e

□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

上記該当項目があれば.....d

- 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)を整理し、品質の確認ができる。
- 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。
- 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
- 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
- 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
- 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
- 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。
- 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。
- 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。
- 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。
- 完成図書(取扱説明書)に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。
- 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。
- 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。
- 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。
- ハルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。
- 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。
- 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。
- 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
- 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
- その他(理由:)

●判断基準

- ※評価値が90%以上.....a
- ※評価値が80%以上90%未満.....a'
- ※評価値が70%以上80%未満.....b
- ※評価値が60%以上70%未満.....b'
- ※評価値が60%未満.....c

- ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③評価値(%)=()評価数/評価対象項目数()
- ④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。

別紙-3

契約管理番号:
工事名:
[記入方法]評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

29/65ページ
(検査員)

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来はえ	電気設備 工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	文書で指示を行った	修補指示を行った
●評価対象項目 ☐品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当項目があれば.....e ☐品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当項目があれば.....d ☐製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 ☐材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 ☐操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 ☐ケーブル及び配管の経路などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ☐設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐設備の総合性能が、設計図書の機能及び性能を確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 ☐現場条件によって機器(製品)の機能及び性能を確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 ☐設備全体についての取扱説明書を工夫作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)していることが確認できる。 ☐完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ☐設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ☐図書、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認していることが確認できる。 ☐設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。 ☐その他(理由:) ●判断基準 ※評価値が90%以上.....a ※評価値が80%以上90%未満.....a' ※評価値が70%以上80%未満.....b ※評価値が60%以上70%未満.....b' ※評価値が60%未満.....c ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/評価対象項目数() ④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。								

工事成績採点の考查項目別運用表(R7.4.1)【土木】

別紙－3

契約管理番号：30／65ページ

工事名：(検査員)

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

【記入方法】評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

審査項目	細別	工程	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	電気通信工事、受発電設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	文書で指示を行った	修補指示を行った

●評価対象項目

☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

上記該当項目があれば……………e

☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

上記該当項目があれば……………d

☐ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。

☐ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認でき、設計図書を整備していることが確認できる。

☐ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。

☐ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。

☐ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。

☐ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。

☐ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。

☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。

☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。

☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。

☐ 障害、災害発生を想定した代替機能、迂回などのフェールセーフ機能を現地試験等で確認していることが確認できる。

☐ 設備の耐震設計について、受注者自らが確認、精査したことが確認できる。

☐ その他(理由：)

●判断基準

※評価値が90%以上……………a'

※評価値が80%以上90%未満……………a

※評価値が70%以上80%未満……………b

※評価値が60%以上70%未満……………b'

※評価値が60%未満……………c

①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価値(%)＝()評価数／評価対象項目数()

④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。

工事成績採点の審査項目別運用表(R7.4.1)【土木】

別紙-3		契約管理番号:		工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表					31～32/65ページ (検査員)	
[記入方法]評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。										
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	工種	a	a'	b	b'	c	d	e	
		二次製品 構造物コンクリート 二次製品 工事(1型 擁壁、 ボックス カルバー ト、プロッ ク積等)	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]※ばらつき判断は別紙-3の2参照。					文書で指示を行った	修補指示を行った	
			●評価対象項目 □品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当項目があれば.....e □品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当項目があれば.....d							
			【共通】 □□仕様書で定められている品質管理が実施されている。 □□材料の品質規定証明書が整備されている。 □□群馬県型側溝として承認された群馬県型落蓋式側溝、群馬県型落蓋式側溝蓋及び群馬県型管渠型について、納入製品が品質規定証明書と相違ないことを写真管理していることが確認できる。 □□JIS規格外品(群馬県型側溝を除く)について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。 □□基礎地盤の整形、清掃、湧き水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 □□二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。 □□土留め、ウエルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。 □□その他(理由:)							
			【擁壁類(補強土擁壁は除く)】 □□胸込コンクリート、裏込材の充填が十分に空隙が生じていない。 □□基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。 □□材料の連結又は、かみ合わせが適切である。 □□端部における地山とのすりつけが適切である。 □□丁張りを2重、3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のため細心の注意を払っている。 □□コンクリート板擁壁工の施工にあたり、ソイルコンクリートの配合、練混ぜ、打込み、締固め及び養生が適切に行われている。 □□その他(理由:)							

【用排水施設】

- ☐ 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。
☐ 不審落下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特にな行われている。
☐ 吞口、吐口、集水溝等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。
☐ 施設の流末は浸食、滞留等が生じないよう処理されている。
☐ 不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や継目部からの漏水も見られない。
☐ 継目部の目地モルタルが適切に施工されている。
☐ 製品周辺の盛土、埋戻しの施工にあたり、巻出、転圧が適切に施工されている。
☐ 製品の継目部には隙間、スレがなく、適切に施工されている。
☐ その他（理由： ）

※上記該当項目を評価した後、以下のばつきの評価をしてください。

- ☐ ばらつき 50%以下
☐ ばらつき 80%以下
☐ ばらつき 80%超
☐ ばらつきで判断不可能

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能			
	50%以下	80%以下	80%を超える	
90%以上	a	a'	b	
75%以上90%未満	a'	b'	b'	
60%以上75%未満	b	b'	c	
60%未満	b'	c	c	

注 試験結果の打点数等が少なくばら
評価対象項目(評価値)だけの評価

試験結果の打点数等が少なくばつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

- ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率「計算の値」を評価する。
- ③評価値（％）＝（ ）評価数／（ ）評価対象項目数
- ④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合はc評価とする。

評價值	90%以上	a
	80%以上90%未満	a'
	70%以上80%未満	b
	60%以上70%未満	b'
	60%未満	c

別紙-3

契約管理番号:
工事名:
[記入方法]評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

33/65ページ
(検査員)

工事成績採点の調査項目別運用表

調査項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	工種 補強土壁 工事																																					
			品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきは別紙-3の2参照。					文書で指示を行った	修補指示を行った																														
●評価対象項目 ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当項目があれば.....e ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当項目があれば.....d ☐ 盛土材料の土質が適正である。 ☐ 盛土の締固めを適切な条件(人力機械別、巻き出し厚、敷均し・転圧作業等)で施工されている。 ☐ フレキヤスト製品・材料等の品質が工場管理資料より的確に確認できる。 ☐ 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。 ☐ 盛土の締固め管理(密度等)が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ 理由: ☐ 理由: ※上記該当項目を評価した後、以下のばらつきの評価をしてください。 ☐ ばらつき 50%以下 ☐ ばらつき 80%以下 ☐ ばらつき 80%超 ☐ ばらつきで判断不可能 ●判断基準 <table><tr><th></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td>評価値</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td></tr><tr><td></td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td></td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td></tr><tr><td></td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきは評価できない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。 <table><tr><td>評価値</td><td>a</td></tr><tr><td></td><td>a'</td></tr><tr><td></td><td>b</td></tr><tr><td></td><td>b'</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>c</td></tr></table> ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()評価対象項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合には○評価とする。											50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	a	a'	b		a'	b	b'		b	b'	c		b'	c	c	評価値	a		a'		b		b'	60%未満	c
	50%以下	80%以下	80%を超える																																				
評価値	a	a'	b																																				
	a'	b	b'																																				
	b	b'	c																																				
	b'	c	c																																				
評価値	a																																						
	a'																																						
	b																																						
	b'																																						
60%未満	c																																						

別紙-3

契約管理番号:
工事名:
[記入方法]評価対象項目は左□にレマークを記入する。

3. 出来形及び出来ばえ

II. 品質

工種
電線共同溝工事

34 / 65ページ

(検査員)

工事成績採点の審査項目別運用表

a	a'	b	b'	c	d	e																																
品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきでの判断は別紙-3の2参照。				文書で指示を行った	修補指示を行った																																	
●評価対象項目 ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当項目があれば.....e ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当項目があれば.....d ☐ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 ☐ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 ☐ フラント出荷時、現場到着時、鋪設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。 ☐ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 ☐ 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 ☐ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 ☐ 管枕及び埋設シート、の設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 管設置において、それぞれの管の管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 ☐ その他(理由:) ※上記該当項目を評価した後、以下のばらつきでの評価をしてください。 ☐ ばらつき 50%以下 ☐ ばらつき 80%以下 ☐ ばらつき 80%超 ☐ ばらつきで判断不可能 ●判断基準 <table><tr><th></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th></tr><tr><th></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="3">評価値</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td></tr><tr><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>b</td><td>b'</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = () 評価数 / () 評価対象項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合には○評価とする。 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。 <table><tr><td>90%以上</td><td>a</td></tr><tr><td>80%以上80%未満</td><td>a'</td></tr><tr><td>70%以上80%未満</td><td>b</td></tr><tr><td>60%以上70%未満</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>c</td></tr></table>								ばらつきで判断可能				50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	a	a'	b	a'	b	b'	b	b'	c	60%未満	b'	c	c	90%以上	a	80%以上80%未満	a'	70%以上80%未満	b	60%以上70%未満	b'	60%未満	c
	ばらつきで判断可能																																					
	50%以下	80%以下	80%を超える																																			
評価値	a	a'	b																																			
	a'	b	b'																																			
	b	b'	c																																			
60%未満	b'	c	c																																			
90%以上	a																																					
80%以上80%未満	a'																																					
70%以上80%未満	b																																					
60%以上70%未満	b'																																					
60%未満	c																																					

別紙-3

契約管理番号:
工事名:
[記入方法]評価対象項目は左□にレマークを記入する。

工事成績採点の審査項目別運用表

35 / 65ページ
(検査員)

審査項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																							
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	【農政部】 区画整理 (ほ場整備)工事																														
			品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきは別紙-3の2参照。					文書で指示を行った	修補指示を行った																							
			●評価対象項目 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当項目があれば.....e □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当項目があれば.....d																													
			☐ 表土扱い土が適切に管理されている。 ☐ 道路・水路・畦畔等の締め固めが適切に施工されている。 ☐ 構造物周辺の埋め戻し、締め固めが適切に施工されている。 ☐ 法面に有害なクラックや損傷部がない。 ☐ 排水路の深さ、勾配等が適切に施工されている。 ☐ 田面等に耕作に有害な石礫等がない。 ☐ 盛土高さが大きく、又は、水路埋立箇所など沈下が予想される箇所について特に入念に施工されている。 ☐ 表土扱い土の厚さが確保されている。 ☐ 敷砂利の厚さが確保されている。 ☐ コンクリート構造物に、きめ細やかな施工がうかがえる。 ☐ 盛土の締め固め管理(密度等)が適切に実施されていることが確認できる。 ☐ その他(理由:)																													
			※上記該当項目を評価した後、以下のばらつきの評価をしてください。 ☐ ばらつき 50%以下 ☐ ばらつき 50%以下 ☐ ばらつき 80%超 ☐ ばらつきで判断不可能																													
			●判断基準																													
			<table><tr><th></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th></tr><tr><th></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="3">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td></tr><tr><td>75%以上80%未満</td><td>a'</td><td>b</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td rowspan="3">60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>						ばらつきで判断可能				50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	75%以上80%未満	a'	b	60%以上75%未満	b	b'	60%未満	b'	c	c			
	ばらつきで判断可能																															
	50%以下	80%以下	80%を超える																													
評価値	90%以上	a	a'																													
	75%以上80%未満	a'	b																													
	60%以上75%未満	b	b'																													
60%未満	b'	c	c																													
	注 試験結果の打点数等が少なくばらつきは評価ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																															
	<table><tr><td>評価対象項目(評価値)だけの評価</td></tr><tr><td>90%以上</td><td>a</td></tr><tr><td>80%以上80%未満</td><td>a'</td></tr><tr><td>75%以上80%未満</td><td>b</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>c</td></tr></table>					評価対象項目(評価値)だけの評価	90%以上	a	80%以上80%未満	a'	75%以上80%未満	b	60%以上75%未満	b'	60%未満	c																
評価対象項目(評価値)だけの評価																																
90%以上	a																															
80%以上80%未満	a'																															
75%以上80%未満	b																															
60%以上75%未満	b'																															
60%未満	c																															

①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③評価値(%)=()評価値/()評価対象項目数
④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合はe評価とする。

別紙-3

契約管理番号:
工事名:
[記入方法]評価対象項目は左口にレマーク、評価項目は右口にレマークを記入する。

36/65ページ
(検査員)

審査項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																						
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	【農政部】 暗渠排水 工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつきの判断は別紙-3の2参照。																												
●評価対象項目 ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当項目があれば.....e ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当項目があれば.....d ☐ 管路の接続が適切に施工されている。☐ 吸水渠、集水渠等の埋設深管理が適切に施工されている。☐ 軟弱地盤等で暗渠排水工の効果が阻害される恐れのある箇所について、阻害防止の工夫が措置されている。☐ 被覆材が管路を中心に適切に施工されている。☐ 溝底部が凸凹蛇行のないように施工されている。☐ 水コウ及び集水渠等の埋め戻しが入念に施工されている。☐ その他(理由:) ※上記該当項目を評価した後、以下のばらつきの評価をしてください。 ☐ ばらつき 50%以下 ☐ ばらつき 80%以下 ☐ ばらつき 80%超 ☐ ばらつきで判断不可能 ●判断基準 <table><thead><tr><th></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr></thead><tbody><tr><td>評価値</td><td>a'</td><td>a'</td><td>b'</td></tr><tr><td>評価値</td><td>b'</td><td>b'</td><td>c'</td></tr><tr><td>評価値</td><td>b'</td><td>c'</td><td>c'</td></tr></tbody></table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。 評価対象項目(評価値)だけの評価 <table><tbody><tr><td>評価値</td><td>a'</td></tr><tr><td>評価値</td><td>b'</td></tr><tr><td>評価値</td><td>c'</td></tr></tbody></table> ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価値/()評価対象項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合にはe評価とする。											50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	a'	a'	b'	評価値	b'	b'	c'	評価値	b'	c'	c'	評価値	a'	評価値	b'	評価値	c'
	50%以下	80%以下	80%を超える																												
評価値	a'	a'	b'																												
評価値	b'	b'	c'																												
評価値	b'	c'	c'																												
評価値	a'																														
評価値	b'																														
評価値	c'																														
文書で指示を行った									修補指示を行った																						

工事成績採点の考查項目別運用表(R7.4.1)【土木】

別紙ー3		契約管理番号: 工事名:		37／65ページ (検査員)	
工事成績採点の審査項目別運用表					
【記入方法】評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。					
審査項目	細別	工種	a	b	c
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	【農政部】 管水路工事	a	b	c
			d	e	
			文書で指示を行った	修補指示を行った	
●評価対象項目 □品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当項目があれば……………e □品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当項目があれば……………d □管材料は日本水道協会検査証明書等、品質規格証明書が整備されている。 □接合面が適切な処理を行っていることが確認できる。 □接合器材の管理、取扱いが適切に行っていることが確認できる。 □接合結果が記録され、確認できる。 □排水路の深さ、勾配等が適切に施工されている。 □管布設状況が記録され、整理されている。 □施工基面が平滑に仕上げられている。 □施工条件に適した方法で作業が行われている。 □管の下端、側部の締め固めが均等に実施されている。 □附属構造物にきめ細やかな施工がうかがえる。 □その他(理由:) ※上記該当項目を評価した後、以下のばらつきの評価をしてください。 □ばらつき 50%以下 □ばらつき 80%以下 □ばらつき 80%超 □ばらつきで判断不可能 ●判断基準 ばらつきで判断可能 50%以下 80%以下 80%を超える 評価値 80%以上 a a' b 75%以上 80%未満 a' b b' 60%以上 75%未満 b b' c 60%未満 b' c c 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきでの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。 評価対象項目(評価値)だけの評価 90%以上 a 80%以上 90%未満 a' 70%以上 80%未満 b 60%以上 70%未満 b' 60%未満 c					

工事成績採点の検査項目別運用表 (R7.4.1)【土木】

別紙-3 契約管理番号: 39~40/65ページ

工事名: 工事成績採点の検査項目別運用表

【記入方法】評価対象項目は左口にレマーク、評価項目は右口にレマークを記入する。

検査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	工種 【農政部】 水路補修 工事 ・目地補修工 ・断面修復工 ・表面被覆工 ・管正土工	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>「関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験」※ばらつき判断は別紙-3の2参照。	文書で指示を行った	修補指示を行った			
●評価対象項目 ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当項目があれば.....e ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当項目があれば.....d 【共通】 ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ 気象条件に応じた施工方法で施工されていることが確認できる。 ☐ 部品の洗浄・下地処理が適切に行われていることが確認できる。 ☐ 養生の期間・現場条件が適切になされていることが確認できる。 ☐ 施工時の現場条件(ドライ施工等)が適切に行われていることが確認できる。 ☐ 規定の厚さで施工されていることが確認できる。 ☐ 施工後の規定断面が確保されていることが確認できる。 ☐ その他(理由:) 【開水路補修工関係】 ☐ 補修材が規定の付着強度で当該既設構造物に密着されていることが確認できる。 ☐ 目地の対策が適切に施工されていることが確認できる。 ☐ その他(理由:) 【管正土工関係】 ☐ 管正材が規定の付着強度で当該既設構造物に密着されていることが確認できる。 ☐ 各種耐用試験結果(曲げ強度試験他)にクリアしていることが確認できる。 ☐ 曲線部の施工では弛みがないことが確認できる。また、施工上、やむを得ず出来た弛みも適切な方法により対処したことが確認できる。 ☐ その他(理由:)								

※上記該当項目を評価した後、以下のばらつきの評価をしてください。

☐ばらつき 50%以下

☐ばらつき 80%以下

☐ばらつき 80%超

☐ばらつきで判断不可能

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能		
	50%以下	80%以下	80%を超える
90%以上	a	a'	b
75%以上80%未満	a'	b	b'
60%以上75%未満	b	b'	c
60%未満	b'	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

評価値	評価対象項目(評価値)だけの評価		
	90%以上	75%以上80%未満	60%未満
90%以上	a	a'	
75%以上80%未満		b	b'
60%以上70%未満		b'	c
60%未満			

- ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ③評価値(%)＝()評価数／()評価対象項目数
- ④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合には評価と

工事成績採点の調査項目の調査項目別運用表

別紙-3 契約管理番号:
工事名:
[記入方法]評価対象項目は左口にレマーク、評価項目は右口にレマークを記入する。

調査項目	Ⅱ.品質	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	維持工事 (清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等)	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	文書で指示を行った	修補指示を行った
●評価対象項目 ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当項目があれば.....e ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当項目があれば.....d ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。(維持工事) ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。(修繕工事) ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ●判断基準 ※ 該当項目が6項目以上.....a ※ 該当項目が5項目.....a' ※ 該当項目が4項目.....b ※ 該当項目が3項目.....b' ※ 該当項目が2項目以下.....c									

注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大8項目とする。

工事成績採点の検査項目の検査項目別運用表

別紙-3 契約管理番号:

工事名:

【記入方法】評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

検査項目	Ⅱ. 品質	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	細別	取壊し工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	文書で指示を行った	修補指示を行った
● 評価対象項目 ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当項目があれば.....e ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当項目があれば.....d ☐ 分別、再資源化を適切に実施している。 ☐ 施工計画に定められた計画により管理されている。 ☐ 廃棄物の処理が適切である。 ☐ 不可視部分の写真記録が適正である。 ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ● 判断基準 ※ 該当項目が6項目以上.....a ※ 該当項目が5項目.....a' ※ 該当項目が4項目.....b ※ 該当項目が3項目.....b' ※ 該当項目が2項目以下.....c									

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

別紙-3 契約管理番号:

工事名:

【記入方法】評価対象項目は左口にレマーク、評価項目は右口にレマークを記入する。

審査項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	仮設工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	文書で指示を行った	修補指示を行った
●評価対象項目 ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当項目があれば.....e ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当項目があれば.....d ☐ 仮設材にそり、ゆがみ、傷がない。 ☐ 仮設材の組立・設置が確実になされ、かつ点検も行われている。 ☐ 周辺環境(騒音・振動・地盤変動等)に配慮した施工方法で実施している。 ☐ 施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で施工されていることが確認できる。 ☐ 排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。 ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ●判断基準 ※ 該当項目が6項目以上.....a ※ 該当項目が5項目.....a' ※ 該当項目が4項目.....b ※ 該当項目が3項目.....b' ※ 該当項目が2項目以下.....c									

別紙-3

契約管理番号:
工事名:
[記入方法]評価対象項目は左口にレマークを記入する。

工事成績採点の審査項目別運用表

44/65ページ
(検査員)

審査項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	土工、筋工、伏工 工事							

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-3の2参照。

●評価対象項目

☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

上記該当項目があれば.....e

☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

上記該当項目があれば.....d

☐ 仕様書で定められている品質管理が実施されている。

☐ 材料の品質規定証明書が整備されている。

☐ 各工種の施工に適した法面整形、階段切付が行われており、障害となる根株、転石等が除去されている。

☐ 雨水等による崩落を防止するため排水対策が実施されている。

☐ 排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。

☐ 端部における地山とのすりつけにきめ細かい注意がうかがえる。

☐ 植生の育成に配慮した丁寧な施工がなされている。

☐ 植栽木に破損や病害虫がなく、植栽、施肥の施工にあたり、苗木の育成に配慮した丁寧な施工がなされている。

☐ 各工種の特徴、要点を理解し、施工に創意工夫が見られる。

☐ その他(理由:)

☐ その他(理由:)

※上記該当項目を評価した後、以下のばらつきの評価をしてください。

☐ ばらつき 50%以下

☐ ばらつき 80%以下

☐ ばらつき 80%超

☐ ばらつきで判断不可能

●判断基準

	50%以下	80%以下	80%を超える
評価値	a'	a'	b'
	b'	b'	c
	b'	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

評価対象項目(評価値)だけの評価

90%以上	a
80%以上80%未満	a'
70%以上80%未満	b
60%以上70%未満	b'
60%未満	c

①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

③評価値()=()評価数/()評価対象項目数

④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合は○評価とする。

工事成績採点の審査項目別運用表

別紙-3 契約管理番号:

工事名:

〔記入方法〕評価対象項目は左□にレマークを記入する。

審査項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	土工事 (農地造成)							
			品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕※ばらつきの判断は別紙-3の2参照。						文書で指示を行った
									修補指示を行った

●評価対象項目

□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

上記該当項目があれば……………e

□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

上記該当項目があれば……………d

☐ 伐開・除根作業により発生した伐開木、根株、枝条等が適切に処理されている。
☐ 仮設道路、仮排水路等は、設計図書により施工・管理されており、その出来高についても適切に管理され設計以上であることが確認できる。
☐ 雨水等による崩落、土砂の流亡等を防止するための排水対策が実施されている。
☐ 表土のばき取りにあたり、雑物等が混入しないよう注意すると共に、表土の基礎への混入や逸散の防止等に細心の注意を払って施工されている。

☐ 造成、整地等は設計図書等に基づき施工されており、仕上がりについては基準値を満足している。
☐ 道路の造成にあたり、横断分配、土質等について設計図書等に基づき適切に施工されており、仕上がりについても基準値を満足している。
☐ 土壌改良に使用する肥料は法律に基づく保証票が確認でき、施工は仕様書等に基づき細心の注意を払っている。
☐ 畦畔、溝畔等は設計図書に基づき施工されており、仕上がりは規格値を満足している。
☐ その他(理由:)
☐ その他(理由:)

※上記該当項目を評価した後、以下のばらつきの評価をしてください。

- ☐ ばらつき 50%以下
☐ ばらつき 80%以下
☐ ばらつき 80%超
☐ ばらつきで判断不可能

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能		
	50%以下	80%以下	80%を超える
90%以上	a'	a'	b'
75%以上80%未満	a'	b'	b'
60%以上75%未満	b'	b'	c
60%未満	b'	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

評価対象項目(評価値)だけの評価

90%以上	a'
80%以上80%未満	a'
70%以上80%未満	b'
60%以上70%未満	b'
60%未満	c

- ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③評価値(%)=()評価数/()評価対象項目数
④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合には「評価とす」。

別紙-3

契約管理番号:
工事名:
[記入方法]評価対象項目は左□にレマークを記入する。

工事成績採点の審査項目別運用表

46/65ページ
(検査員)

審査項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	林道土工 工事																																					
			品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙-3の2参照。					文書で指示を行った	修補指示を行った																														
●評価対象項目 ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記該当項目があれば.....e ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当項目があれば.....d ☐ 伐開・伐根作業により発生した伐開木、根株、枝条等が適切に処理されている。 ☐ 掘削面の土砂等は、乱さないように丁寧に丁寧に、適切な場所に搬出している。 ☐ 基礎地盤が急勾配の斜面では、法面の崩壊や不等沈下の防止のため段切等適切に施工している。 ☐ 盛土中の暗渠・管等の構造物のある場合は偏圧の架からないよう施工している。 ☐ 路床、排水路等は設計図書により施工・管理されており、その出来形についても適切に確認できる。 ☐ 着手前に、崩壊、湧水等を調査確認し、適切な排水対策が実施されている。 ☐ 地すべり、崩壊等のある場合は、適切な予防法により工夫され施工されている。 ☐ 掘削等により、立木等に損傷を与えず、また飛散の防止等にも注意を払って施工されている。 ☐ 道路の横断勾配、幅員・基準高、土質等について設計図書等に基づき適切に施工管理されている。 ☐ 仮設道路、排水施設について設計図書により施工・管理され、出来形も適切に管理されている。 ☐ その他(理由:) ☐ その他(理由:) ※上記該当項目を評価した後、以下のばらつきの評価をしてください。 ☐ ばらつき 50%以下 ☐ ばらつき 80%以下 ☐ ばらつき 80%超 ☐ ばらつきで判断不可能 ●判断基準 <table><tr><th></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr></table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。 <table><tr><td>90%以上</td><td>a</td></tr><tr><td>80%以上90%未満</td><td>a'</td></tr><tr><td>70%以上80%未満</td><td>b</td></tr><tr><td>60%以上70%未満</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>c</td></tr></table> ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()評価対象項目数 ④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合には、評価と する。											50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	60%未満	b'	c	c	90%以上	a	80%以上90%未満	a'	70%以上80%未満	b	60%以上70%未満	b'	60%未満	c
	50%以下	80%以下	80%を超える																																				
90%以上	a	a'	b																																				
75%以上90%未満	a'	b	b'																																				
60%以上75%未満	b	b'	c																																				
60%未満	b'	c	c																																				
90%以上	a																																						
80%以上90%未満	a'																																						
70%以上80%未満	b																																						
60%以上70%未満	b'																																						
60%未満	c																																						

工事成績採点の審査項目別運用表

別紙-3 契約管理番号:

工事名:

〔記入方法〕評価対象項目は左□にレマークを記入する。

審査項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	木材木製品工事 (木ダム、木橋、木土留工、木流路工等)							
			品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕※ばらつきは別紙-3の2参照。						文書で指示を行った
			●評価対象項目						修補指示を行った

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

- 木材・木製品の品質が良好で(曲がり等がない)設計図書に基づき適切に施工されている。
- 仕様書で定められている品質管理が実施されている。
- 組み立て等のボルト等の締め付けが確認できる。
- 木材・木製品どうしの接続が良好で規定どおり施工されている。
- 部品・材料等の品質及び形状が設計図書等との適切性を確認できる。
- 木材・木製品による地山及び構造物との取り合いまたはすり付けは良好に施工されている。
- その他(理由:)

※上記該当項目を評価した後、以下のばらつきの評価をしてください。

- ばらつき 50%以下
- ばらつき 80%以下
- ばらつき 80%超
- ばらつきで判断不可能

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能	
	50%以下	80%を超え
90%以上	a	a'
75%以上80%未満	a'	b
60%以上75%未満	b	b'
60%未満	b'	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

評価値	評価対象項目(評価値)だけの評価	
	90%以上	a
90%以上	a	a'
75%以上80%未満	a'	b
60%以上75%未満	b	b'
60%未満	b'	c

- 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- 評価値(%) = () 評価数 / () 評価対象項目数
- なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合にはe評価とする。

工事成績採点の検査項目別運用表(R7.4.1)【土木】

別紙-3 契約管理番号: 48/65ページ
工事名: (検査員)

工事成績採点の検査項目の検査項目別運用表

3. 出来形及び出来ばえ

II. 品質

工種
上記以外の工事(構
造ボックス、
浚渫工事
等)

工種
上記以外の工事(構
造ボックス、
浚渫工事
等)

評価項目
a

評価項目
b

評価項目
c

評価項目
d

評価項目
e

優れている

やや優れている

他の評価に該当しない

文書で指示した

修補指示した

●評価対象項目
□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

上記該当項目があれば.....e

上記該当項目があれば.....d

理由:
理由:
理由:
理由:
理由:
理由:
理由:

●判断基準
※評価値が90%以上.....a
※評価値が80%以上90%未満.....a'
※評価値が70%以上80%未満.....b
※評価値が60%以上70%未満.....b'
※評価値が60%未満.....c

工事成績採点の審査項目別運用表

別紙-3 契約管理番号:

工事名:

[記入方法]評価対象項目は左口にレマーク、評価項目は右口にレマークを記入する。

審査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	工種	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照>[関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]				文書で指示した	修補指示した

●評価対象項目

☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

上記該当項目があれば……………e

☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

上記該当項目があれば……………d

- ☐理由:
- ☐理由:
- ☐理由:
- ☐理由:
- ☐理由:
- ☐理由:
- ☐理由:
- ☐理由:
- ☐理由:
- ☐理由:

●判断基準

	ばらつきで判断可能		
	50%以下	80%以下	80%を超える
評価値	90%以上	a	a'
	75%以上80%未満	a'	b
	60%以上75%未満	b	b'
60%未満		b'	c
		c	c
		c	c

- ①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ③評価値(%)=()評価数/()評価対象項目数
- ④なお、削除後の評価対象項目数が2以下の場合にはc評価とする。

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

評価対象項目(評価値)だけの評価

90%以上	a
80%以上90%未満	a'
70%以上80%未満	b
60%以上70%未満	b'
60%未満	c

工事成績採点の審査項目別運用表(R7.4.1)【土木】

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

別紙ー3 契約管理番号:
工事名:
[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

審査項目	細別	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来 ばえ	工種 コンク リート構 造物工 事・砂防 構造物工 事・治山 構造物工 事・トンネ ル工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 漏水が無い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準 該当5項目以上 a 該当4項目 b 該当3項目 c 該当2項目以下 d						
工種 配筋完了 時 優れている やや優れている 他の評価に該当しない 劣っている						
●評価対象項目 ☐ 鉄筋に、どろ、油等の付着がない。 ☐ コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てられている。 ☐ 鉄筋の交点の要所を、なまし鉄線、またはクリップで緊結して移動しないようにしている。 ☐ 配筋状態(本数・間隔・位置等)が良好。 ☐ 継手を同一断面に集めないため、適切にずらしている。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準 該当5項目以上 a 該当4項目 b 該当3項目 c 該当2項目以下 d						

工事成績採点の審査項目別運用表(R7.4.1)【土木】

別紙-3 契約管理番号: 51/65ページ
工事名: (検査員)

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

3. 出来形及び出来ばえ

【記入方法】該当する項目の□にレマークを記入する。

審査項目	細別	工種	a	b	c	d
Ⅲ. 出来形及び出来ばえ		土工事 (盛土・築 堤工事 等)	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 ☐ 仕上がりが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上がりが良い。 ☐ 構造物へのすりつけなどが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準 該当 4 項目以上 a 該当 3 項目 b 該当 2 項目 c 該当 1 項目以下 d				
		工種 切土工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
			●評価対象項目 ☐ 規定された勾配が確保されている。 ☐ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 ☐ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 ☐ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 ☐ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準 該当 5 項目以上 a 該当 4 項目 b 該当 3 項目 c 該当 2 項目以下 d			

工事成績採点の調査項目別運用表(R7.4.1)【土木】

工種	a				b				c				d			
	優れている				やや優れている				他の評価に該当しない				劣っている			
護岸・根固・水制工事	●評価対象項目															
	☐ 通りが良い。															
	☐ 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。															
	☐ 天端及び端部の仕上げが良い。															
	☐ 既設構造物とのすりつけが良い。															
鋼橋工事	☐ 全体的な美観が良い。															
	☐ その他(理由:)															
	●判断基準															
	該当 4 項目以上 . . . a															
	該当 3 項目 b															
護岸・根固・水制工事	該当 2 項目 c															
	該当 1 項目以下 d															
	●評価対象項目															
	☐ 表面に補修箇所が無い。															
	☐ 部材表面に傷及び錆が無い。															
鋼橋工事	☐ 溶接に均一性がある。															
	☐ 塗装に均一性がある。															
	☐ 全体的な美観が良い。															
	☐ その他(理由:)															
	●判断基準															
護岸・根固・水制工事	該当 4 項目以上 a															
	該当 3 項目 b															
	該当 2 項目 c															
	該当 1 項目以下 d															

工事成績採点の審査項目別運用表(R7.4.1)【土木】

別紙ー3

契約管理番号：
工事名：
[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

52／65ページ
(検査員)

審査項目	細別	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来 ばえ	地すべり 防止工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
●評価対象項目 ☐ 地山との取り合いが良い。 ☐ 天端、端部の仕上げが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由：) ●判断基準 該当3項目以上 a 該当2項目 b 該当1項目 c 該当項目なし d						
工種 舗装工事 ●評価対象項目 ☐ 舗装の平坦性が良い。 ☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 雨水処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由：) ●判断基準 該当5項目以上 a 該当4項目 b 該当3項目 c 該当2項目以下 d						

工事成績採点の調査項目別運用表(R7.4.1)【土木】

工種	a	b	c	d
上層路盤 が完了し 舗装工事 着手前	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
法面工事	●評価対象項目 ☐ 路盤の平坦性が良い。 ☐ 法面、路肩等の仕上げが良く、とおりが良い。 ☐ 横断勾配が適切であり、雨水排水がとれる。 ☐ 材料の分離がなく、均一に敷均されている。 ☐ 構造物の隣接箇所や狭い箇所の施工について、十分締固めている。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:)			
	●判断基準 該当5項目以上 . . . a 該当4項目 . . . b 該当3項目 . . . c 該当2項目以下 . . . d			
法面工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 植生、吹付等の状態が均一である。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:)			
法面工事	●判断基準 該当3項目以上 . . . a 該当2項目 . . . b 該当1項目 . . . c 該当項目なし . . . d			

別紙ー3

契約管理番号：
工事名：
[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

53／65ページ
(検査員)

審査項目	細別	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	基礎工事 (地盤改良等を含む)	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
●評価対象項目 ☐ 土工関係の仕上げが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部及び天端の仕上げが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ その他(理由：) ※地盤改良は○評価とする。 ●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・b 該当1項目・・・c 該当項目なし・・・d						
		コンクリート橋上部工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 支承部の仕上げが良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由：) ●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d						

工事成績採点の調査項目別運用表(R7.4.1)【土木】

		a	b	c	d
工種					
塗装工事 (工場塗装を除く)		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
	●評価対象項目 ☐ 塗装の均一性が良い。 ☐ 細部まできめ細かな施工がされている。 ☐ 補修箇所が無い。 ☐ ケレンの施工状況が良好である。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d				

工事成績採点の検査項目別運用表(R7.4.1)【土木】

別紙-3

契約管理番号:
工事名:
[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

54/65ページ
(検査員)

検査項目	細別	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来 ばえ	植栽工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
●評価対象項目 ☐ 樹木の活着状況が良い。 ☐ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ☐ 支柱の取り付けが堅固である。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準 該当3項目以上 a 該当2項目 b 該当1項目 c 該当項目なし d						
工種 防護柵 (網)工事						
			a	b	c	d
優れている			やや優れている		他の評価に該当しない	劣っている
●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ きめ細やかに施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準 該当5項目以上 a 該当4項目 b 該当3項目 c 該当2項目以下 d						

工事成績採点の調査項目別運用表(R7.4.1)【土木】

工 種		a	b	c	d
標識工事		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 ☐ 設置位置に配慮がある。 ☐ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 ☐ 標識板の支柱に変色が無い。 ☐ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準 該当4項目以上 . . . a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d			

工事成績採点の考查項目別運用表(R7.4.1)【土木】

工事成績採点の調査項目別運用表(R7.4.1)【土木】

工種		a	b	c	d
機械設備 工事		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 ☐ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 ☐ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由：) ●判断基準 該当4項目以上 a 該当3項目 b 該当2項目 c 該当1項目以下 d			

別紙-3

契約管理番号:
工事名:
[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

56/65ページ
(検査員)

3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来 ばえ	工種 電気設備 工事	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
●評価対象項目 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ☐ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準 該当5項目以上 . . . a 該当4項目 b 該当3項目 c 該当2項目以下 . . . d						
		工種 電気通信 設備工 事・受変 電設備工 事	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
●評価対象項目 ☐ 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がなされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ☐ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い ☐ その他(理由:) ●判断基準 該当5項目以上 . . . a 該当4項目 b 該当3項目 c 該当2項目以下 . . . d						

別紙ー3

契約管理番号:
工事名:
[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

57/65ページ
(検査員)

審査項目	細別	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来 ばえ	二次製品 構造物	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
●評価対象項目 ☐ 構造物の通りがよい。 ☐ 材料の連結、かみ合わせがよい ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックがない。 ☐ 漏水がない。 ☐ 土工の仕上げが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準 ※評価項目の該当6項目以上.....a ※評価項目の該当4項目以上.....b ※評価項目の該当3項目.....c ※評価項目の該当2項目以下.....d						
工種 補強土壁 工事 ●評価対象項目 ☐ 壁面材(コンクリート製品)の割れ、カケがない。 ☐ 基礎上面の平坦性が良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ 壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準 ※評価項目の該当4項目以上.....a ※評価項目の該当3項目.....b ※評価項目の該当2項目.....c ※評価項目の該当1項目以下.....d						
			a	b	c	d
			優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

別紙-3

契約管理番号:
工事名:
[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

58/65ページ
(検査員)

調査項目	細別	工種	a	b	c	d				
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来 ばえ	電線共同 溝工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている				
●評価対象項目 ☐ 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 ☐ フレキストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 ☐ 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準 該当3項目以上 . . . a 該当2項目 b 該当1項目 c 該当項目なし d										
工種 【農政部】 区画整理 (ほ場整備)工事							a	b	c	d
優れている			やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている					
●評価対象項目 ☐ 土工の仕上げが良い。 ☐ 土工の締結物の通りが良い。 ☐ 付帯構造物等へのすりつけが良く、小構造物にきめ細やかな施工がなされている。 ☐ 道路、水路等の路面や法面の仕上げが良い。 ☐ 仕上げ整地が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準 ※評価項目の該当5項目以上 a ※評価項目の該当4項目 b ※評価項目の該当3項目 c ※評価項目の該当2項目以下 d										

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

別紙ー3 契約管理番号：
工事名：
[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

審査項目	細別	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来 ばえ	【農政部】 暗渠排水 工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
●評価対象項目 ☐ 吸水渠及び集水渠等の通りが良い。 ☐ 田面復旧の状態が良い。 ☐ 畦畔及び排水路堤塘復旧の状態が良い。 ☐ 排水路への接縁にきめ細やかな施工がされている。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由：) ●判断基準 ※評価項目の該当4項目以上.....a ※評価項目の該当3項目.....b ※評価項目の該当2項目.....c ※評価項目の該当1項目以下.....d						
工種 【農政部】 管水路工 事						
			a	b	c	d
			優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
●評価対象項目 ☐ 接合状態が良い。 ☐ 管内外面に補修痕等がない。 ☐ 小構造物にも細心の注意が払われている。 ☐ 管理設置位置が適当である。 ☐ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ その他(理由：) ●判断基準 ※評価項目の該当4項目以上.....a ※評価項目の該当3項目.....b ※評価項目の該当2項目.....c ※評価項目の該当1項目以下.....d						

工事成績採点の審査項目別運用表(R7.4.1)【土木】

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

別紙-3 契約管理番号:

工事名:

【記入方法】該当する項目の□にレマークを記入する。

審査項目	細別	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来 ばえ	【農政部】 フィルダム・ため 池工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
●評価対象項目 ☐ 土工の仕上がりが良い。 ☐ 土工の通りが良い。 ☐ 吹付け(植生、コンクリート等)の状態が均一である。 ☐ コンクリート構造物の肌が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックがない。 ☐ 漏水がない。 ☐ 施設の通りが良い。(排水側溝、フェンス等) ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:)						
●判断基準 ※評価項目の該当8項目以上.....a ※評価項目の該当5項目以上.....b ※評価項目の該当3項目以上.....c ※評価項目の該当2項目以下.....d						
	工種	a	b	c	d	
	【農政部】 水路補修 工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている	
●評価対象項目 ☐ 有害なクラック、気泡、コテ跡等がない。 ☐ 小構造物(分水工、分水橋)等にも注意が払われている。 ☐ 細部の仕上がりが良い。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:)						
●判断基準 ※評価項目の該当3項目以上.....a ※評価項目の該当2項目以上.....b ※評価項目の該当1項目以上.....c ※評価項目の該当項目なし.....d						

工事成績採点の審査項目別運用表(R7.4.1)【土木】

別紙ー3

契約管理番号：
工事名：
[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

61／65ページ
(検査員)

審査項目	細別	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来 ばえ	工種 コンク リート二 次製品工 事(型式擁 壁、ボック スカル バート、 ブロック 積等)	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
●評価対象項目 ☐ 土工の仕上げが良い。 ☐ 構造物の通りがよい。 ☐ 材料の連結、かみ合わせがよい。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックがない。 ☐ 漏水がない。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由：) ●判断基準 ※評価項目の該当6項目以上.....a ※評価項目の該当4項目以上.....b ※評価項目の該当3項目.....c ※評価項目の該当2項目以下.....d						
		工種 維持修繕 工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
●評価対象項目 ☐ 小構造物等にも注意が払われている。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由：) ●判断基準 該当3項目以上.....a 該当2項目.....b 該当1項目.....c 該当項目なし.....d						

工事成績採点の考查項目別運用表(R7.4.1)【土木】

別紙ー3

契約管理番号：

工事名：

62/65ページ

(検査員)

工事成績採点の調査項目の調査項目別運用表

【記入方法】該当する項目の□にレマークを記入する。

調査項目	細別	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	取壊し工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
●評価対象項目 ☐ きめ細やかな施工がされている。 ☐ 既存部分や関連設備との調整がなされている。 ☐ 取壊し後の整地等仕上がりの状態が良好である。 ☐ 取壊し対象(リサイクル材、産業廃棄物等)の散乱等がなく処理が適切である。 ☐ その他(理由：) ●判断基準 ※評価項目の該当3項目以上.....a ※評価項目の該当2項目.....b ※評価項目の該当1項目.....c ※評価項目の該当項目なし.....d						
工種 仮設工事			a	b	c	d
			優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
●評価対象項目 ☐ 鋼矢板・親杭の通りが良い。 ☐ 覆工版にがたつきがない。 ☐ 鋼矢板のかみ合わせ等不良部分がない。 ☐ 全体的な美観が良い ☐ その他(理由：) ●判断基準 ※評価項目の該当3項目以上.....a ※評価項目の該当2項目.....b ※評価項目の該当1項目.....c ※評価項目の該当項目なし.....d						

工事成績採点の調査項目別運用表(R7.4.1)【土木】

		a	b	c	d
工種		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
柵工、筋工、伏工工事					
		●評価対象項目 ☐ とおりがよい ☐ 材料の連結、かみ合わせがよい ☐ 構造物へのすりつけがよい ☐ 全体的な美観が良い ☐ その他(理由:) ●判断基準 ※評価項目の該当3項目以上.....a ※評価項目の該当2項目.....b ※評価項目の該当1項目.....c ※評価項目の該当項目なし.....d			

別紙-3 契約管理番号: 63/65ページ
工事名: (検査員)

工事成績採点の調査項目の調査項目別運用表

【記入方法】該当する項目の□にレマークを記入する。

調査項目	細別	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来 ばえ	土工事 (農地造成)	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
●評価対象項目 ☐ 切盛の勾配が確保され、法面の仕上げがよい。 ☐ 整地、均平の仕上げがよい。 ☐ 畦畔、溝畔等の仕上げがよい。 ☐ 構造物へのすりつけがよい。 ☐ 植生、吹き付け等の状態が均一である。 ☐ 排水路の通りが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準 ※評価項目の該当5項目以上.....a ※評価項目の該当4項目.....b ※評価項目の該当3項目.....c ※評価項目の該当2項目以下.....d						

別紙-3

契約管理番号:
工事名:
[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

64/65ページ
(検査員)

審査項目	細別	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来 ばえ	林道土工 工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
●評価対象項目 ☐ 切取勾配が確保され、法面の仕上げがよい。 ☐ 盛土勾配が確保され、法面の仕上げがよい。 ☐ 道路の形状(縮幅、拡幅、縦、横断勾配、土側溝)がよい。 ☐ 構造物へのすりつけ及び良質土砂等の流用状況がよい。 ☐ 土工の仕上げがよい。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ 残土処理等が適切である。 ☐ その他(理由:) ●判断基準 ※評価項目の該当5項目以上.....a ※評価項目の該当4項目.....b ※評価項目の該当3項目.....c ※評価項目の該当2項目以下.....d						
工種 木材木製品工事 (木ダム、木橋、木土留工、木流路工等)						
			優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
●評価対象項目 ☐ 通りがよく、バランスが保たれている。 ☐ 金具等規格にあったものが使用され統一性がよい。 ☐ 形状、寸法等が確保され統一性が良い。 ☐ コンクリート構造物へのすり付け等がよい。 ☐ 地山への密着性が確保され仕上げがよい。 ☐ 全体的な美観が良い。 ☐ その他(理由:) ●判断基準 ※評価項目の該当5項目以上.....a ※評価項目の該当4項目.....b ※評価項目の該当3項目.....c ※評価項目の該当2項目以下.....d						

別紙-3

契約管理番号:
工事名:
[記入方法]該当する項目の□にレマークを記入する。

65/65ページ
(検査員)

審査項目	細別	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来 ばえ	上記以外 の工事	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
● 評価対象項目 理由: ☐理由: ☐理由: ☐理由: ☐理由: ● 判断基準 該当4項目以上 . . . a 該当3項目 . . . b 該当2項目 . . . c 該当1項目以下 . . . d ※該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。						

工事成績採点の調査項目別運用表(R7.4.1)【土木】

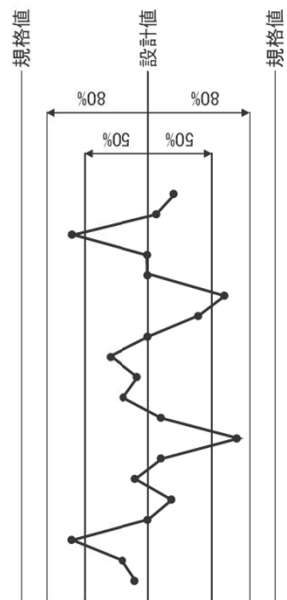
別紙-3の2

出来形及び品質のばらつき考え方

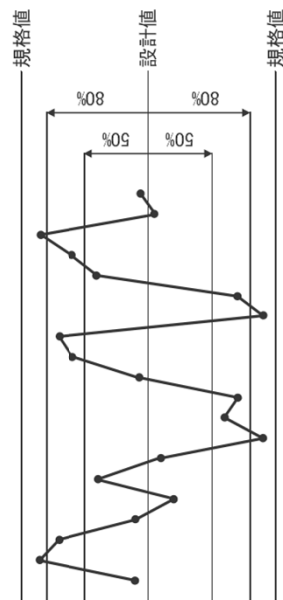
〔管理図〕

(上・下限值がある場合)

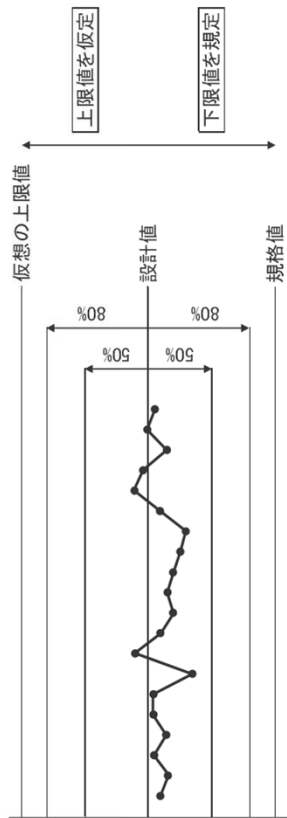
①ばらつきが50%以下と判断できる例



②ばらつきが80%以下と判断できる例



(下限値のみの場合)



【下限値のみの場合】※仮想の上限値は、プラス側に規格値(マイナス)と同値を設定する。

測定数が12点未満の場合は出来形管理表のみとし、出来形管理図の作成は不要。[群馬県土木工事施工管理基準5(2)]

別紙-1 契約管理番号:

工事名:

〔記入方法〕評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

1. 施工体制	細別	a	b	c	d	e
	I. 施工体制一般	施工体制が優れている。	施工体制が良好である。	施工体制が適切である。	施工体制がやや不適切である。	施工体制が不適切である。
● 評価対象項目 ☐ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当項目があれば e ☐ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記該当項目があれば d ☒ 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 ☒ 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 ☒ 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 ☒ 現場の施工体制(品質管理、安全管理を含む)が、書面と一致している。 ☒ 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 ☒ 建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証拠の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 ☒ 元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 ☒ 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。 ☒ 施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ その他(理由:)						

評価値が90%以上 a
評価値が80%以上90%未満 b
評価値が60%以上80%未満 c
評価値が60%未満 d

①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数×100
④評価対象項目数が2以下の場合、全てに該当しても評価とする。

別紙-1 契約管理番号:

工事名:

〔記入方法〕評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

1. 施工体制	細別		(監督員)	
	a	b	c	d
II. 配置技術者 (現場代理人等)	配置技術者として優れている。	配置技術者として良好である。	配置技術者として適切である。	配置技術者として不適切である。

● 評価対象項目

☐ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

上記該当項目があれば e

☐ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。

上記該当項目があれば d

- ☒ 現場代理人として、工事全体の把握ができている。
- ☒ 現場代理人として、監督員への報告、協議等を書面で行っている。
- ☒ 契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。
- ☒ 工事請負契約書第18条(条件変更等)第1項(以下「契約書第18条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。
- ☒ 書類及び資料が適切に整理されている。
- ☒ 作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。
- ☐ 工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。
- ☐ 作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。
- ☐ 主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。
- ☒ 施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。
- ☒ 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。
- ☒ 配置技術者(現場代理人/監理技術者/主任技術者)について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。

☐ その他(理由:)

評価値が90%以上 a

評価値が80%以上90%未満 b

評価値が60%以上80%未満 c

評価値が60%未満 d

①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。

②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 × 100

④評価対象項目数が2以下の場合、全てに該当しても評価とする。

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工する時は、当該専門工事にし資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※2. 作業主任者を選任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

※3. 特例監理技術者の指導により監理技術者補佐が適正に実施した場合は、特例監理技術者を評価するものとする。

別紙ー1 契約管理番号:

工事名:

〔記入方法〕評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

調査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	1. 施工管理	施工管理が優れている。	施工管理が良好である。	施工管理が適切である。	施工管理がやや不適切である。	施工管理が不適切である。

(監督員)

● 評価対象項目

☐ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

上記該当項目があれば e

☐ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。

上記該当項目があれば d

☒ 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。
☒ 施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。
☒ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。

☒ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。
☒ 施工計画書に基づき、出来形・品質の管理を、常時適切に行っている。
☒ 施工図作成にあたり、関連工事と連携なく、調整が十分に図られている。

☒ 工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。
☒ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。

☒ 一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。
☒ 現場内での整理整頓が、常時行われている。

☒ 使用する建築材料(以下「材料」という。)・設備機材(以下「機材」という。)の調達の手画及び搬入後の管理が適切である。
☒ 社内検査が計画的に行われている。

☒ 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。
☒ 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。

☒ 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。
☒ 施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに行われている。

☒ その他(理由:)

- ①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 × 100
④評価対象項目数が2以下の場合、全てに該当しても0評価とする。

評価値が90%以上 a
評価値が80%以上90%未満 b
評価値が60%以上80%未満 c
評価値が60%未満 d

別紙-1 契約管理番号:

工事名:

〔記入方法〕評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

調査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	工程管理が優れている。	工程管理が良好である。	工程管理が適切である。	工程管理がやや不適切である。	工程管理が不適切である。

(監督員)

● 評価対象項目

☐ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

上記該当項目があれば e

☐ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。

上記該当項目があれば d

- ☒ 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。
☒ 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。
☒ 工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。
☒ 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。
☐ 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。
☒ 受注者の責による夜間や休日の作業がない。
☒ 休日・代休の確保を行っている。
☒ 近隣住民(入居官署等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。
☐ 工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
☐ その他(理由:)

評価値が90%以上 a
評価値が80%以上90%未満 b
評価値が60%以上80%未満 c
評価値が60%未満 d

- ①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 × 100
④評価対象項目数が2以下の場合、全てに該当してもe評価とする。

別紙-1 契約管理番号:

工事名:

〔記入方法〕評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

調査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	安全対策が優れている。	安全対策が良好である。	安全対策が適切である。	安全対策がやや不適切である。	安全対策が不適切である。
● 評価対象項目 ☐ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当項目があれば e ☐ 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記該当項目があれば d ☐ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。 上記該当項目があれば c ☒ 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。 ☒ 店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。 ☒ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 ☒ 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 ☒ 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 ☒ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 ☒ 現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 ☐ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ☐ 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☐ 仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ☒ 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 ☒ 工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 ☐ 過積載防止に十分に組み組んでいる。 ☒ 安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ その他(理由:) 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が60%以上80%未満 c 評価値が60%未満 d ①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数×100 ④評価対象項目数が2以下の場合、全てに該当しても評価とする。						

別紙ー1 契約管理番号:

工事名:

〔記入方法〕評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

調査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	IV. 対外関係	対外関係が優れている。	対外関係が良好である。	対外関係が適切である。	対外関係がやや不適切である。	対外関係が不適切である。
● 評価対象項目 ☐ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当項目があれば e ☐ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記該当項目があれば d ☐ 工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 ☒ 工事施工にあたり、近隣住民(入居官署等を含む)と適切に協議及び調整を行っている。 ☒ 引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。 ☒ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☒ 近隣住民(入居官署等を含む)対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 ☒ 現場のイメージアップに取り組んでいる。 ☒ 対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 ☐ その他(理由:) 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が60%以上80%未満 c 評価値が60%未満 d ①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 × 100 ④評価対象項目数が2以下の場合、全てに該当しても評価とする。						

別紙ー1 契約管理番号:

工事名:

〔記入方法〕評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

3. 出来形及び出来ばえ		I. 出来形		a		b		c		d		e	
調査項目		細別		出来形が優れている。		出来形が良好である。		出来形が適切である。		出来形がやや不適切である。		出来形が不適切である。	
● 評価対象項目 ☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。 ☐ 上記該当項目があれば・・・・・・・・・・e ☐ 出来形の管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 ☐ 上記該当項目があれば・・・・・・・・・・d ☒ 承諾図等が、設計図書を満足している。 ☒ 施工図等が、設計図書を満足している。 ☒ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 ☒ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 ☒ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 ☒ 出来形の管理方法を工夫している。 ☐ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 ☒ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ その他(理由:) 評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・・・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・・・d ①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数×100 ④評価対象項目数が2以下の場合、全てに該当してもc評価とする。													

別紙ー1 契約管理番号:

工事名:

〔記入方法〕評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

調査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	建築工事	品質が優れている。	品質が良好である。	品質が適切である。	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。

● 評価対象項目

□ 工事請負契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。

上記該当項目があれば e

□ 品質の管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。

上記該当項目があれば d

■ □ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。

■ □ 品質確認記録の内容が、適切である。

■ □ 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。

□ □ 躯体工事における施工の品質が、良好である。

□ □ 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。

■ □ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。

□ □ その他(理由:)

評価値が90%以上 a

評価値が80%以上90%未満 b

評価値が60%以上80%未満 c

評価値が60%未満 d

①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。

②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

③評価値(%)=(%)評価数/(%)対象評価項目数×100

④評価対象項目数が2以下の場合、全てに該当してもc評価とする。

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事的目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれその工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評価に影響を与えない工種については、この限りでない。(例: 設計金額における直接工事費が500万円未満の工種)

別紙ー1 契約管理番号:

工事名:

〔記入方法〕評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

(監督員)

審査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	電気設備工事	品質が優れている。	品質が良好である。	品質が適切である。	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。
● 評価対象項目 ☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。 ☐ 上記該当項目があれば e ☐ 品質の管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 ☐ 上記該当項目があれば d ☒ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☒ 品質確認記録の内容が、適切である。 ☒ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の内容が、適切である。 ☒ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☒ 機材及び施工の品質が、良好である。 ☒ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ その他(理由:)							
評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が60%以上80%未満 c 評価値が60%未満 d							
①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 × 100 ④評価対象項目数が2以下の場合、全てに該当してもc評価とする。							
※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事的目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれその工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評価に影響を与えない工種については、この限りでない。(例: 設計金額における直接工事費が500万円未満の工種)							

別紙-1 契約管理番号:

工事名:

〔記入方法〕評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

調査項目	細別	工種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	暖冷房衛生設備工事	品質が優れている。	品質が良好である。	品質が適切である。	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。
● 評価対象項目 ☐ 工事請負契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。 ☐ 上記該当項目があれば e ☐ 品質の管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 ☐ 上記該当項目があれば d ☒ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ☒ 品質確認記録の内容が、適切である。 ☒ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の内容が、適切である。 ☒ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ☒ 機材及び施工の品質が、良好である。 ☒ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ☐ その他(理由:)							
評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が60%以上80%未満 c 評価値が60%未満 d							

①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。

②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 × 100

④評価対象項目数が2以下の場合、全てに該当してもc評価とする。

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれ工事種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評価に影響を与えない工種については、この限りでない。(例: 設計金額における直接工事費が500万円未満の工種)

別紙ー1 契約管理番号：

工事名：

【記入方法】該当する項目の□にレマークを記入する。

(監督員)

調査項目	細別	評価対象項目
5. 創意工夫	I. 創意工夫	■準備・後片づけ関係 ☐ 測量・位置出しにおける工夫 ☐ 現地調査方法の工夫 ☐ その他(理由：) ■施工関係 ☐ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 ☐ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み ☐ 土工事、地業工事、就骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 ☐ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 ☐ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 ☐ 暖房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 ☐ 照明・視界確保等の工夫 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 ☐ 運搬車両・施工機械等の工夫 ☐ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 ☐ 施工管理及び品質向上等の工夫 ☐ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 ☐ 仮設施工等の工夫 ☐ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 ☐ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 ☐ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 ☐ その他(理由：) ■品質関係 ☐ 集計ソフト等の活用と工夫 ☐ 躯体工事の品質管理の工夫 ☐ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 ☐ 施工の検査・試験に関する工夫 ☐ 品質記録方法の工夫 ☐ その他(理由：) ■安全衛生関係 ☐ 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) ☐ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全ハットロール等に関する工夫 ☐ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 ☐ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 ☐ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 ☐ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 ☐ 作業時における作業環境改善等の工夫 ☐ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 ☐ その他(理由：)

	■施工管理関係 ☐ 出来形の管理等に関する工夫 ☐ 施工計画書または写真記録等に関する工夫 ☐ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 ☐ CAD、施工管理ソフト等の活用 ☐ 施工合理化技術(※5)を活用した施工管理の工夫 ☐ その他(理由: _____) ■新技術活用 「新技術活用」においては、以下の項目により複数の技術の評価を可能とするが、最大3点の加点とする。 以下の項目の評価にあたっては、活用効果調査書の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査表、新技術活用計画書・実施報告書等を確認した上で評価する。ただし、加点对象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 ☐ (該当技術数: _____)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 ☐ ※本項目は3点の加点とする。 (該当技術数: _____)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 ☐ ※本項目は2点の加点とする。 (該当技術数: _____)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。 ☐ ※本項目は1点の加点とする。 (該当技術数: _____)NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。 ☐ ※本項目は2点の加点とする。 (該当技術数: _____)NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。 ☐ ※本項目は1点の加点とする。 ぐんまの環境新技術等若しくは群馬県建設工事関連新技術等を技術提案、施工承認等で採用し施工した場合 ※本項目は3点の加点とする。 ※ ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「活用促進技術」、「推奨技術」、「準推奨技術」、「評価促進技術」等をいう。 ※ 複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大3点の加点とする。 ■その他 ☐ その他(理由: _____) ☐ その他(理由: _____) 評価内容欄 詳細評価内容欄
※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。 ※3. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的な内容を記載して加点する。なお、総括職員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。 ※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があつた内容を詳細評価内容欄に記載する。 ※5. 施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(CT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。 ※6. 審査項目「創意工夫」の「■準備片付け関係」から「■安全衛生関係」までの4つの細別ごとに、施工合理化技術を活用して効果があつた場合に、その他の理由に具体的内容を記載して加点する。さらに、当該技術がNETIS登録技術である場合は、「■その他」(新技術活用)の項目に追加で加点できるものとする。	評価内容欄 詳細評価内容欄 評点計 = _____ 点 (最大 7点)

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	工程管理が優れている。	工程管理が良好である。	工程管理が適切である。	工程管理がやや不適切である。	工程管理が不適切である。
		● 評価対象項目 ☐ 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 ☐ 近隣住民(入居官署等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 ☐ 配置技術者(現場代理人／監理技術者／主任技術者)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 ☐ その他(理由:) ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 詳細評価内容: _____ _____ _____ _____				
		※1. 総括職員は、監督員の意見を参考に総合的な評価を行う。 ※2. 評価に当たっては評価対象項目のし点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。 ※3. し点を付した評価対象項目について、評価した内容及び効果があつた内容を詳細評価内容欄に記載する。				

別紙-2 契約管理番号:

工事名:

〔記入方法〕該当する項目の□にレマークを記入する。

調査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	安全対策が優れている。	安全対策が良好である。	安全対策が適切である。	安全対策がやや不適切である。	安全対策が不適切である。
● 評価対象項目 ☐ 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 ☐ 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 ☐ 安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 ☐ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 ☐ 安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 ☐ その他(理由:) ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 詳細評価内容: ※1. 総括職員は、監督員の意見を参考に総合的な評価を行う。 ※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとられず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。 ※3. レ点を付した評価対象項目について、評価した内容及び効果が詳細評価内容欄に記載する。						

別紙-2 契約管理番号：

工事名：

【記入方法】該当する項目の□にレマークを記入する。

4. 工事特性	細別	対応事例	【事例】具体的な施工条件等	(総括職員)
I. 施工条件等への対応		■建物規模への対応 ※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 延べ面積10,000㎡以上の建物 ☐ 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 ☐ 大空間のホール等を有する建物 ☐ その他(理由:)		
		■建物固有の機能の難しさへの対応 ※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 対象建物の耐震レベル ☐ 建物機能の特殊性 ☐ その他(理由:)	【評価技術事例】 ・建築工事で官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準においてI類及びA類に相当する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準において甲類に相当する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物	
		■建物固有の施工技術の難しさへの対応 ※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合【総合評価における技術提案は除く】 ☐ 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 ☐ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 ☐ その他(理由:)	【評価技術事例】 ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り直しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等が必要とする改修工事	
		■厳しい自然・地盤条件への対応 ※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) ☐ 軟弱地盤、支持地盤の影響 ☐ 雨・雪・風・気温等の影響 ☐ その他(理由:)	【評価技術事例】 ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液化化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事	
		■厳しい周辺環境、社会条件との対応 ※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 地中埋設物等の作業障害 ☐ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 ☐ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 ☐ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 ☐ その他(理由:)	【評価技術事例】 ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事	

	■施工現場での対応 ※下記の対応事項に1つ以上し点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。 【長期工事における安全確保への対応】 ☐ 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事(ただし全面一時中止期間を除く) 【災害等での臨機の措置】 ☐ 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況(案件)に対応した施工・工法等】 ☐ 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ☐ 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ☐ 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 ☐ 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 ☐ 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の受注者が複数ある工事 ☐ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 ☐ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 ☐ 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ☐ 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 ☐ その他(理由:)	
評価	評価計= 点 (最大20点)	詳細評価内容欄
※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。 ※2. 監督員が評価する「創意工夫」などの二重評価は行わない。 ※3. 評価にあたっては、監督員の意見も参考に評価する。 ※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。		

	☐ 6. 建設業法に違反する事実が判明した（例）一括下請負、技術者の専任違反等 ☐ 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ☐ 8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ☐ 9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ☐ 10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ☐ 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ☐ 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ☐ 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ☐ 14. 受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報を怠った。 ☐ 15. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ☐ 16. 引渡し後に事故等が発生し、工事目的物が受注者の責による契約不適合で重大なものであることが判明した。 ☐ 17. 低入コスト調査で虚偽の報告があった。 ☐ 18. 受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。 ☐ 19. 受注者が工事請負契約書第7条の2の規定に違反して社会保険等未加入建設業者を下請負人として居ることが判明した。 ☐ 20. その他（理由：_____）
--	---

別紙-2 契約管理番号:
工事名:
[記入方法]該当する項目の口口にレマークを記入する。
総合評価の該当項目一覧表

8 / 8 ページ
(総括職員)

7. 法令遵守等 (総合評価による減点)	下請計画の不履行		点数
	☐ 評価された記載内容どおりの履行がされなかった。		-8点
	☐ 選定計画どおり下請契約が履行された。		

"下請計画の不履行"で該当する事例は、「総合評価落札方式評価項目」下請または県内企業下請の有無"で加点評価を受けた記載内容が履行されなかった"場合に適用する。

別紙-3 契約管理番号:

工事名:

〔記入方法〕評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

調査項目	細別	a			b			c			d			e		
		施工管理が優れている。			施工管理が良好である。			施工管理が適切である。			施工管理がやや不適切である。			施工管理が不適切である。		

● 評価対象項目

☐ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示に従わなかった。

上記該当項目があれば e

☐ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。

上記該当項目があれば d

- ☒ 契約書第18条に基づき設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。
☒ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。
☒ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。
☒ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。
☒ 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。
☒ 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。
☒ 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。
☒ 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。
☒ 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。
☒ 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。
☒ 工事の関係書類及び資料の整理がよい。
☐ その他(理由:)

評価値が90%以上 a
評価値が80%以上90%未満 b
評価値が60%以上80%未満 c
評価値が60%未満 d

- ①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 × 100
④評価対象項目数が2以下の場合、全てに該当してもc評価とする。

別紙-3 契約管理番号:

工事名:

【記入方法】評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

調査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	出来形が特に優れている。	出来形が優れている。	出来形が特に良好である。	出来形が良好である。	出来形が適切である。	出来形がやや不適切である。	出来形が不適切である。

(検査員)

● 評価対象項目
☐ 出来形が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査員が行った。

上記該当項目があれば e

☐ 出来形の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。

上記該当項目があれば d

- ☒ 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
☒ 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
☒ 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。
☒ 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。
☒ 出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。
☒ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。
☒ 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。
☒ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。
☐ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切に処分をしていることが確認できる。
☐ その他(理由:)

評価値が90%以上 a
評価値が80%以上90%未満 a'
評価値が70%以上80%未満 b
評価値が60%以上70%未満 b'
評価値が50%以上60%未満 c
評価値が50%未満 d

- ①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 × 100
④評価対象項目数が2以下の場合、全てに該当してもc評価とする。

※出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

別紙-3 契約管理番号:

工事名:

〔記入方法〕評価対象項目は左口にレマーク、評価項目は右口にレマークを記入する。

調査項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	建築工事	品質が特に優れている。	品質が優れている。	品質が特に良好である。	品質が良好である。	品質が適切である。	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。
● 評価対象項目 ☐ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査員が行った。 ☐ 上記該当項目があれば e ☐ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。 ☐ 上記該当項目があれば d ☒ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☒ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☒ 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☒ 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 ☒ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☒ 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☒ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ 中間検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ その他（理由： ） 評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 a' 評価値が70%以上80%未満 b 評価値が60%以上70%未満 b' 評価値が50%以上60%未満 c 評価値が50%未満 d ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評価に影響を与えない工種については、この限りでない。（例：設計金額における直接工事費が500万円未満の工種）									

別紙-3 契約管理番号:

工事名:

〔記入方法〕評価対象項目は左口にレマーク、評価項目は右口にレマークを記入する。

(検査員)

調査項目	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	電気設備工事	品質が特に優れている。	品質が優れている。	品質が特に良好である。	品質が良好である。	品質が適切である。	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。
● 評価対象項目 ☐ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査員が行った。 ☐ 上記該当項目があれば・・・・・・・・・・e ☐ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。 ☐ 上記該当項目があれば・・・・・・・・・・d ☒ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☒ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☒ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☒ 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 ☒ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☒ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ☒ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ☒ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 ☒ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☒ 中間検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☒ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 ☒ その他(理由:) 評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・・・a' 評価値が70%以上80%未満・・・・・・・・・・b 評価値が60%以上70%未満・・・・・・・・・・b' 評価値が50%以上60%未満・・・・・・・・・・c 評価値が50%未満・・・・・・・・・・d ①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数×100 ④評価対象項目数が2以下の場合、全てに該当しても評価とする。									

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれ工事毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評価に影響を与えない工種については、この限りでない。(例: 設計金額における直接工事費が500万円未満の工種)

別紙-3 契約管理番号:

工事名:

〔記入方法〕評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

(検査員)

3. 出来形及び 出来ばえ	細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
	II. 品質	暖冷房 衛生 設備工事	品質が特に優れている。	品質が優れている。	品質が特に良好である。	品質が良好である。	品質が適切である。	品質がやや 不適切である。	品質が不適切である。

● 評価対象項目

☐ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第31条に基づく修補指示を検査員が行った。

上記該当項目があれば e

☐ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。

上記該当項目があれば d

☒ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
☒ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
☒ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。

☒ 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。

☒ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。

☒ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。

☒ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。

☒ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。

☒ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。

☒ 中間検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。

☒ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。

☒ その他(理由:)

評価値が90%以上 a
評価値が80%以上90%未満 a'
評価値が70%以上80%未満 b
評価値が60%以上70%未満 b'
評価値が50%以上60%未満 c
評価値が50%未満 d

①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、
評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で
評価する。
③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 × 100
④評価対象項目数が2以下の場合、全てに該当しても評価とする。

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評価に影響を与えない工種については、この限りでない。(例: 設計金額における直接工事費が500万円未満の工種)

別紙-3 契約管理番号： 工事名： (検査員)
[記入方法]評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。

調査項目	細別	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来 ばえ	電気 設備工事	全体的な完成度が優れている。	全体的な完成度が良好である。	全体的な完成度が適切である。	全体的な完成度が劣っている。
		受変電 設備工事	● 評価対象項目 □ 出来ばえが劣っている。 上記該当項目があれば d			
		きめ細やかな施工がなされている。 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 環境負荷低減への対策が優れている。 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 その他(理由：)				
		評価値が90%以上 a 評価値が80%以上90%未満 b 評価値が80%未満 c				
			①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 × 100 ④評価対象項目数が2以下の場合、全てに該当してもc評価とする。			
※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。 ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 ※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれ工事毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評価に影響を与えない工種については、この限りでない。(例：設計金額における直接工事費が500万円未満の工種)						

別紙-3 契約管理番号： 工事名： 〔記入方法〕評価対象項目は左□にレマーク、評価項目は右□にレマークを記入する。 (検査員)

考査項目	細別	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来 ばえ	暖冷房 衛生 設備工事	全体的な完成度が優れている。 ● 評価対象項目 □ 出来ばえが劣っている。	全体的な完成度が良好である。	全体的な完成度が適切である。	全体的な完成度が劣っている。
		機械 設備工事	上記該当項目があれば d			
			☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 ☐ 環境負荷低減への対策が優れている。 ☐ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ その他(理由：)			
		工事比率				

評価値が90%以上 a
評価値が80%以上90%未満 b
評価値が80%未満 c

①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、
評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で
評価する。
③評価値(%)=(%)評価数/(%)対象評価項目数×100
④評価対象項目数が2以下の場合は、全てに該当しても評価とする。

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。
※2. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。
※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技
術的な評価を行う。
※4. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの
工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評価
に影響を与えない工種については、この限りでない。(例：設計金額における直接工事費が500万円未満の工種)

事故が発生した場合の工事成績評定について

１．評定時点において措置が確定している場合は２の適用とし、確定していない場合は、以下により評定を行う。

《監督員の評定》

２．施工状況 Ⅲ安全対策

- ・死亡事故が発生した工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・評価 e
- ・前記以外は、通常の各評価項目チェックにより評定する。

《総括職員の評定》

２．施工状況 Ⅲ安全対策

- ・死亡事故が発生した工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・評価 e
- ・前記以外は、通常の各評価項目チェックにより評定する。

８．法令遵守等

評価点－３点とする。

なお、評定の通知に当たっては、措置確定後に改めて評定を行う旨を受注者に伝えること。

２．措置が確定している場合又は措置が確定した場合は、以下による。

なお、事業管理システム上の取り扱いにおいて、前述１により評定を行っている場合は、最終確定解除手続きにより評定解除を行い、以下により評定を行う。

《監督員の評定》

２．施工状況 Ⅲ安全対策

- ・死亡事故が発生した工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・評価 e
- ・事故により指名停止２ヶ月以上の工事・・・・・・・・・・評価 e
- ・事故により文書注意以上、指名停止２ヶ月未満の工事・・・・評価 d
- ・以上の措置以外は、通常の各評価項目チェックによる評定する。

《総括職員の評定》

２．施工状況 Ⅲ安全対策

- ・死亡事故が発生した工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・評価 e
- ・事故により指名停止２ヶ月以上の工事・・・・・・・・・・評価 e
- ・事故により文書注意以上、指名停止２ヶ月未満の工事・・・・評価 d
- ・以上の措置以外は、通常の各評価項目チェックによる評定する。

８．法令遵守等

- ・群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱による措置内容に応じて評定する。